

# 近世大名家臣団の官僚制と軍制

—彦根井伊家の場合—

母 利 美 和

## はじめに

近世における官僚制の研究は、家臣団の性格を基本的に行政官僚として位置づけ、彼らが担う平時における役儀大系の形成過程や、政治権力と官僚制との相関関係という視点から進められてきた。この分野での研究は、幕藩官僚制の形成過程を、近世初頭の出頭人政治の否定から主従制的特質を持った幕藩官僚制が形成されたとして位置づけた藤井讓治氏がリードしてきた。<sup>(1)</sup> 藤井氏は、幕藩官僚制はその主従制的特質により、絶えず出頭人政治を創出する可能性を残しており、その両者による相互関係によって幕藩官僚制のステロ化が阻止され、幕藩権力機構に一定の柔軟さと強靱さを生み出していたとする。また、藤井氏は幕府官僚制の再生産構造を分析することにより、幕藩官僚制における階層的な見方についても、一定度の流動性があることを指摘した。<sup>(2)</sup>

幕藩官僚制の機能については、同氏が『江戸幕府老中制形成過程の研究』で明らかにしたように、官僚制は、その運営にあたって合議制をとることが多いため、これによって官職の私有⇨恣意を抑制し、官

職の人的関係を捨象することができ、また老中合議による裁可を將軍が承認するシステムや月番制が、行政・裁判の迅速化をもたらしたとし、これらが幕藩官僚制が永らく維持されてきた要因と見なしている。

こうした見解に対して、山本博文氏は官僚制と將軍権力は並列するものではなく、それを超越した存在として將軍権力があるからこそ成り立っていることを指摘し、<sup>(3)</sup> また、家綱政権以降の出頭人政治に注目した福留真紀氏は、表向の政治を担う官僚制と、將軍側近による奥向や裏の政治構造との複合的關係として捉える見方を指摘しているが、<sup>(4)</sup> 本来、藤井氏の論理に含まれていた見解を発展させたものである。

また、このような官僚制研究動向の一方で、高木昭作氏が提唱した「兵営国家論」<sup>(5)</sup> を再評価し、近世家臣団が本来持っていた軍事的役割を重視する見解もあらわれている。根岸茂雄氏の近世の軍制の解明を課題とした研究や、森下徹氏の武士身分の研究における官僚制の位置づけも、<sup>(6)</sup> この流れに位置づけられるが、武家の本分であるとして軍制が強調されるあまり、軍制が、それ自体実効性をもっていった時期から近世中期以降の政治的転換期に形骸化する過程のなかで、軍制が官僚制のなかに取り込まれていく側面が捨象されていると考えられる。<sup>(7)</sup>

これらの研究では、「幕藩官僚制」の用語が用いられるが、その分析対象の多くが幕府の官僚制である。また官僚制と対置する立場で、將軍側近や軍制に焦点が当てられてきたが、近世の官僚制は出頭人や軍事的役儀「武役」をも官僚制の中に組み込んで形成されたと考えられる。本稿で対象とする彦根井伊家における官僚制は、すでに寛永期の二代井伊直孝の時代に役儀に対する意識形成が家臣に求められたことにより形成されはじめ、のちに井伊家の「御家風」として受け継がれ、元禄期の四代直興の時代に整備されていく。<sup>(8)</sup>彦根藩においては、役儀に就く者は中・下級武士に限らず、上級武士も含め、多くが「役儀」を担い、「武役」と「役儀」を兼ねることが求められた。これらの「役儀」は基本的に家老が支配する平士以上が担う表向き諸役と、用人が支配する奥向きや賄方諸役や歩行以下に大別される。

本稿では、このような特徴を持つ彦根井伊家の官僚制において、家老以下の諸「役儀」の特性が、軍制においてどのような相関関係をもつか、軍制の実態をまず明らかにすることにより分析し、また、その関係は近世の政治過程の中でどのように変化するかを検討する。

彦根藩の軍制と平時の「役儀」の関係については、すでに軍制の根幹となる旗本備以外の五備（先手二備、左右備、後備）を家老が率いること、城中番や内曲輪・外曲輪の諸門の番などは、平時の任務が有事においても適用されることが指摘されている。<sup>(10)</sup>諸藩においてもこのような傾向は確認されるが、従来その他の「役儀」と軍制の関係は、一部陣中での陣場設営をになう普請奉行などを除いて注視されてこなかったのが実情である。平時の「役儀」が有事をどのように想定して任命されるのかを分析することは、近世大名家の官僚制の特質を分析

する上で重要な視点となると考える。

### 一 「備」の形成過程

**大坂両陣以前** 井伊家の軍事編成は、近世中期、正徳三年（一七一三）頃に先手二備（各八三騎）と旗本備に附属する左備（三三二騎）・右備（三三二騎）・後備（三三七騎）が確立し、近世後期の文化期に新たに海防に対応する機動部隊として「小手分組」の備が成立した後も、井伊家の基本的軍団編成として幕末期の改変まで続くことを、前稿において指摘した。<sup>(12)</sup>その成立時期について詳細は不明であるが、大坂陣以前では、井伊家の先手を勤めた木俣家や鈴木家などの他に、河手主水（初代）が小田原陣の時に「士組五十騎御預ケ」を、慶長元年（一五九六）に「士組二十騎増御預」を命じられ、その嫡子河手主水（二代）も、慶長六年に養父跡式相続にともない「士組五十騎御預ケ」、さらに元和元年（一六一五）に「士組二十騎増御預」を命じられたように、七〇騎規模の士組を率いていたことが伝えられる。<sup>(13)</sup>

**大坂両陣後** 井伊家は大坂両陣において徳川の先手をつとめ、多くの軍功を遺したが、その犠牲も大きかった。旧臣である河手家の父子が陣中で討死したことである。また、冬陣後には、初代井伊直政の遺領一八万石の内、安中三万石が嫡子井伊直継に分知され、近江一五万石を弟直孝が相続したことにより、井伊家の先手を務めた鈴木家が直継付となったことである。その結果、彦根領を嗣いだ直孝の許には、木俣右京亮以外に「家老」をつとめるべきものがなく、陣後に庵原助右衛門・脇五右衛門・長野十郎左衛門・中野三季助・広瀬左馬助・西郷勘兵衛図書らが「家老」に取り立てられたと伝えられる。<sup>(14)</sup>

前稿では足軽組の編成に注目し、近世初期の井伊家の備について以下の点を指摘した<sup>15)</sup>。まず、元和九年（一六三三）に越前国北庄六八万石の松平忠直改易にともない井伊直孝が出陣に備えた軍団定書では、騎馬人数・鉄砲数・弓数は「木俣右京亮組」で一四六騎に物頭七組（鉄砲二五〇挺、弓二二張）、「庵原助右衛門組」で一四六騎に物頭八組（鉄砲二五〇挺、弓九張）、「旗本」四四騎に物頭一組（鉄砲七組二〇〇挺、弓五組一〇〇張）であり、備の特徴は、木俣・庵原の前軍二組の備と旗本備に足軽組が配分されたこと、これら三備の他に、「中野三季助組」二九騎・「広瀬左馬助組」二八騎・「印具木工助組」二九騎・「孕石右馬助組」二二騎・「石原主膳組」一三騎・「西郷勘兵衛組」四〇騎・「長野民部組」四〇騎の七組が存在した<sup>16)</sup>ことである。

さらに、寛永十一年（一六三四）頃のものとして推定される「井伊直孝御書付写」に記載される「御陣参之刻御物頭制」では、足軽物頭は木俣組一三組（鉄砲一一組三三〇人・弓二組四〇人）、庵原組一三組（鉄砲一一組三五〇人・弓二組四〇人）、旗本備一一組（鉄砲九組三二〇人、弓二組四〇人）と、寛永十一年頃の全足軽組（三七組）が、この三つの備に配分され、後に見る左・右備や後備への配分はもとより、それらの存在そのものの記述が見られないことを確認した上で、寛永十七年頃の「直孝様組割之帳」と記された家中組割では、前軍と考えられる木俣・庵原の二組が八〇騎、左右備と後備と考えられる長野・印具・中野の三組が三〇騎と、旗本備以外の五組の編成が示されていることを確認した。

つまり、大坂陣後には、旗本備以外には、先手備二組と、大坂陣後に「家老」などに登用されたと考えられる家臣七人がそれぞれに士組

を率いて旗本脇を固める七組が存在したが、寛永期には、先手備二組と左・右・後備の三組とからなる、いわゆる「六陣五軍」の井伊家の基本編成に変化したのである。

この「六陣五軍」の編成は、寛文元年（一六六一）六月の備でも、一之先手備と考えられる木俣半弥組が八五騎に役騎馬一三騎、二之先手備の庵原主税助組が八五騎に役騎馬一三騎、その他、脇五右衛門組が四〇騎に役騎馬八騎、中野助太夫組・印具全之介組がそれぞれ三三三騎に役騎馬三騎ずつとなっており、備えの基本構成こそ維持されているが、各備の騎馬人数については定まっていない。

騎馬の組付では、正徳三年（一七一三）五月頃に「士組人数」の「御改」が行われ、従来からの規定騎馬数の不足数などが正され、各組頭へ「御判物」が下されて<sup>17)</sup>おり、この編成による士組付人数が確定されたことがうかがえる。正徳三年頃は、六代井伊直惟の気質に不安を抱いた大殿直核が直惟と家臣団の主従関係を確認する様々な施策を実施した時期であり、士組附人数の改正は一連の施策の一つとして実施されたものと考えられよう。

「備」の変遷 後掲の表①は、各組の「備」に関する記事を『侍中由緒帳』から抽出したものである。一部、連続しない部分もあるが、一ノ先手備は常に木俣家の歴代が侍組を支配し、二ノ先手備は基本的に庵原家が世襲的に支配したが、庵原家に「不行跡」などが生じた場合、後備の長野家が「組替」により支配している。左・右備、後備は世襲ではなく、一部中老から任じられる場合もあるが、多くは家老就任者の中から選ばれており、印具家・中野家・宇津木家のように、士組御預けの際、「年比二も相成、代々筋目茂在之段被仰立」「代々之

通」「先規之通」などと、先例による家格とされている場合もある。しかし、必ずしも各備との対応関係を持っていただけではなく、士組御預の空席が生じた際に適齢・適任の家臣が選ばれたのである。

後掲の表②は、文化期に新たに海防に対応するため機動部隊として新規に編成された「小手分組」の組頭補任変遷を、『由緒帳』の記事をもとに示したものである。一部記事が確認できない部分もあるが、文化六年（一八〇九）を初出として、基本的に「二十騎一備」を単位として二備が年番で任じられ、嘉永七年（一八五四）まで続いている。<sup>19</sup> 嘉永七年六月十九日には、各備とも一〇騎が増えられ三〇騎となる。おそらくペリー来航に対応し備えを強化したのであろう。これら「小手分組」は、「六陣五軍」とは別備として編成されたが、「六陣五軍」が解体されたのではなく、各備から選抜された騎馬により編成されたものであるという。<sup>20</sup> 文化六年は、ロシア般に対する警戒が強化され、同四年末にロシア般打ち払いが発令された後であり、海防強化が諸大名に求められたことに対応したものと考えられる。ただし、井伊家はその後、弘化三年（一八四六）に相模湾警衛を、嘉永六年十一月には江戸湾の羽田・大森警衛を幕府から命じられるが、「小手分組」が相州詰や江戸湾警衛の任に就いたのではなく、警衛に直接対応したものではない。その後、嘉永七年四月、井伊家が羽田・大森警衛から正式に京都守護に任命されたことにより「小手分組」の呼称は見られなくなり、以後は、後掲表③のように、「禁裏御守護」の「御備組」という組名が見られるようになる。家老がつとめる京都詰の部隊に加え、「二番手」「三番手」の「御備組」が年番で任じられた。これらに任じられた組頭は、「小手分組」のように中老だけでなく一部家老も見ら

れるが、組頭の大部分は「六陣五軍」の士組頭とは異なるため別備と考えられる。

嘉永七年二月二十二日に「京都御守護」の「三番手」出張の内意を伝えられた家老新野左馬助の記事には、

京都御守護之儀二付、自然異変等有之節者、小手分一番二番之両隊出張致し、三番手出張之場二及候ハ、同席ニも御人数召連可罷越儀与思召候、弥罷越候様之義有之節者、私出張致候様思召候二付、無怠度心得迄二御内意被仰出候（以下略）<sup>21</sup>

と記されている。<sup>21</sup> あきらかに「禁裏御守護」の「三番手」の「御備組」が、「小手分組」の「一番二番」の補強として編成されたものであることがわかる。はじめてその「三番手」を務めた新野左馬助の任命は、嘉永七年六月十九日のことであり、「小手分組」の二〇騎一備から三〇騎一備への強化と時を同じくする。これらのことから、「小手分組」の新設は、諸大名へ海防強化が要請される中、井伊家が家康以来の密命として担ってきたという「京都守護」に対応する目的であったと考えられよう。その任務は、文久二年（一八六二）に井伊家の京都守護の任が解かれ、会津松平家が京都守護職に任じられることにより終わる。翌文久三年六月四日には、河手主水（再興）が「禁裏為御守衛兵士」を差し出すよう命じられ「士頭」となったように、「禁裏」の「御守衛」のために、やはりあらたな「士組」が編成される。<sup>22</sup>

また、幕末期には「六陣五軍」の士組の組替が行われ、「三拾六騎」や「九拾壹騎」<sup>23</sup> など、各組の騎馬人数に変化も見られる。これらの変化は、元治元年（一八六五）から慶応二年（一八六六）にかけて設け

られた、「御軍法御改正御用掛」「軍事御用掛」「御軍制御改正之御用懸(掛)」などによる軍法・軍制の改正の結果と考えられ、さらに慶応四年四月以降、維新による軍務局の設置にともなう軍制改革のため、「六陣五軍」の井伊家の基本編成は解体されることになる。

## 二 「備」の編成規定

「御備定大方」「掌中秘録」<sup>(24)</sup>には、「御備定大方」と題する軍団編成に関する記述が次のように記されている。

一、御備割御旗本共二六備

御先手二組 八十三騎ツ、

残り三組 三十七騎一組

三十二騎二組

御旗本 騎数不定

「御備定大方」の成立年代は不詳であるが、後に井伊家の「六陣五軍」の基本構成を示すものである。ただし、「羽翼・殿三組」の注記には、「此三備ハ皆三十騎余アリ、御旗本ノ羽翼・殿ノ備也、少シモ騎数多キ方ヲ殿備トスヘシ」と、三備の人数は「三十騎余」として定めていないことから、正徳三年(一七一三)に士組の人数を定めた「改正」が実施される以前のものではないかと推測される。

この記事の次には、「旗・長柄・弓・鉄砲之事」の項が記され、各備における旗・長柄・弓・鉄砲の軍備数が記されている。後掲表④は、その詳細を示したものである。まず旗については、旗本二五本、先手二備に一五本宛、左右の羽翼・殿に五本宛、都合七〇本となり、旗持七〇人歩行がこれを務める想定である。長柄鎗では、旗本に六〇人組

長柄中間の二組全員が配属される。先手二備には三〇本または三五本宛、羽翼・殿三備には一〇本または一五本宛が配分されるが、これらは、「皆御家中ヨリ出ル役長柄也、士大将ヲ除キ、凡百本余モ可有之、但、其組下諸士ノ役長柄ハ、其組頭へ出シ付キ申也」とされ、各備の士組諸士の役長柄が、その組に配属されることとなる。弓足軽は、旗本に二〇人四組が配属されるが、内二〇人一組のみが持弓組としての専属で、残り三組は「時宜二因テハ、御先手、其外諸手へ増加モ有ヘシ、或ハ術二因、伏弓・伏鉄砲二用之」とする。先手二備には各二〇人一組宛が配属され、羽翼・殿三備には「常式」では「配分ナシ」とされる。鉄砲足軽は、旗本に五〇人一組と四〇人五組・三〇人七組が配属される。その内五〇人一組を持筒組、四〇人五組を「常式御先足軽」とするが、残り三〇人七組は弓組同様に「時宜二因テハ、御先手、其外諸手へ増加モ有ヘシ、或ハ術二因、伏弓・伏鉄砲二用之」とする。またこの鉄砲の三〇人七組は、「御留守二可指置」ともされる。

つまり、「旗・長柄・弓・鉄砲之事」では各備の最低基準としての武器数が示され、実戦においては旗本備における余剰人員を「時宜二因テハ」、各備や「御留守」に配分することが想定されている。

**寛政期の「武者組物定」** それでは、これらの規定をもとに実際にはどのように配分されたのであろうか。彦根藩井伊家文書の中には、「武者組物定」<sup>(25)</sup>と題する「六陣五軍」の家中侍を中心とした主要な軍事編成を示した史料が伝存する。記載された「物頭」の在任期間から判断すれば、寛政五年(一七九三)〜六年頃に編纂されたものと推定される。<sup>(26)</sup>その冒頭には、作成経緯を次のように記している。

自然

御出馬有之節者一々命令可有之候得者、私ニ御当家之武者組を備置に者不及事、只恐入候得共、臨火急多端之事、手備とく相調事、御流義を得意せざる故歟、式百年に近泰平なれ者心ニ落付かざる故、古人之咄し伝へを當時同役之人々あまねく談合之趣、空く成るも残念ゆへ、御役用閑暇之節々談合之趣、左ニ書記候、全是ニ極ニあらず、猶相考へし、将又其期ニ臨て可被 仰付士組内之物奉行・頭、夫々器量を撰可被 仰付事乍勿論、其期ニあらずは予置置かたし、たとへ當時の人に引当撰置、夫々其器ニ当日所江配当すると言とも、長幼之進退有れ者、年長の忽隠居と成り、若年の壯と成り、且才能之進止、壯士も死すれ者、其跡は幼年と成るも皆常に至る所なれ者、其全なき故、先大鉢分限帳・組附帳之御筆並ニ依て御役割ニ配当す、猶其期ニ臨て操替て用ひ事足るへし、惣而兵書ニも一隅守るへからすと有れハ、爰ニも大鉢全部の人数を以て記置け共、此備を必とするにあらず、唯し臨機応変にて増減して用ゆへし、素より此書者後世ニ残すニあらず、自然在役之内心得之処御尋も有之者、左之通にては如何可有御座哉与可申上ため也、譬へ後世見る人有るとも之を隣察せん事を希而已、まずその作成の趣旨は、火急の「御出馬」に際して「臨火急多端之事、手備とく相調事」など、(現在では) 御家(井伊家)の「御流儀」を心得ておらず、二百年近く泰平が続き不安もあるので、「御当家之武者組」を「私(的)」に定めるわけではないが、「古人之咄し伝へ」や、「当時同役」たちにより談合したことを全て空しくなるのは残念であるため、「御役用閑暇之節々」に談合したことを書き記したとする。ただし、「是ニ極」、「此備を必」とするのではなく、また「手備」

の規範として「後世ニ残す」ようなものでもないが、もしも「在役之内心得之処御尋」があれば、これで如何でしょうかと申し上げるためであると断りを記すように、これらは作成当時の「分限帳・組附帳之御筆並」によって「御役割」に配当したものであり、実際には各々の「長幼」や「才能」も変わり、「其期ニ臨」では、「繰替」て用いて事足るものであるとする。

「当時同役」とは、おそらく家老役と推測されるが、この作成時期に、「火急」に備えた井伊家の軍事編成につき、同役が古伝を集約して、しばしば談合した内容が編集されたようである。談合の時期は、寛政五年(一七九三)前後と推測される。寛政四年十二月には、ロシア使節ラクスマン事件を契機に幕府が諸大名に対して海防強化を命じており、こうした動きに応じたものと推察されよう。実際に、この武者組により出陣した例は確認できないが、当時の国際環境の中で、臨戦に備え、古例や当時の各家中の「武役」や「役儀」を勘案した上で、家老衆議により作成され上程された、家中総動員を前提とした武者組案と考えてよいであろう。

「武者組御役割物定」編成の基本方針は、次の十二箇条が示される。

(第一条) 武者組御役割物定

(第二条) 千石ニ馬上上下式騎軍役道具御定之通

(第三条) 二百石以上、軍役道具御定之通

但シ、千石以下母衣役之衆ハ軍役道具御免ニ候得共、官江者不出、御定之通召連候事、御役替被 仰付候得者、直ニ可指出事故、右(第三條)之通  
一、家中役騎馬者御旗本之外者其手ニ召連、使并其外用事ニ召仕候事

- 〔第四條〕 同役道具者、先手二備者組子之内而夫々司被 仰付、別備二立、  
 〔第五條〕 其余者將之役騎馬之内二而夫々司可申付候事  
 〔御旗本附之衆者、手廻り斗召連、役騎馬・役道具官江出し、別備  
 二被 仰付候事  
 〔第六條〕 諸物頭・諸奉行、御役儀都而物之頭二被 仰付候得者、人馬并兵  
 器御役格之通被 仰付候事、尤小身者、俄二大役被 仰付候衆者、  
 〔第七條〕 銘々勝手次第第二被 仰付候事  
 〔物頭衆へ相組之馬廻り衆之内、足輕十人二忝騎ツ、被指加、兼而  
 物頭衆申合置、於物前足輕指引致候様可被 仰付事  
 〔第八條〕 士大将衆江組合之母衣之衆并組下之使番衆申合、同様相勤候様可  
 被 仰付事  
 〔第九條〕 御家中衆無足惣領末子弟者、親兄弟家々格式之通被 召仕、御呼  
 出し有之衆者、其格式之通被 召仕候事、尤十五歳ト被 召連候  
 義二候得共、当時者冠年有之間、御帳面十八歳以上之衆被召連候  
 積之事  
 〔第一〇條〕 組附知行取子共惣領者其頭二付、弟末子之分者、別備二被 仰付  
 候事  
 〔第一一條〕 玉葉中間者足輕十人二忝人割二被 仰付候事  
 〔第一二條〕 陣夫百石二忝人御定之通、着陣以後者勿論、行軍二而も陣場奉行  
 〆触次第出可申事、尤小頭者其手隊將之役足輕二可被 仰付候事  
 第一・二條は、役騎馬・役道具の数量規定である。千石以上・三百  
 石以上は「御定」の通りで、千石以上のみは役騎馬が課される。「御  
 定」とは、元和元年（一六一五）九月六日に二代井伊直孝の代始めに  
 あたり定められた軍役規定と考えられ、表⑤のように役積が規定され

表⑤ 井伊家軍役役積

石高	騎馬	鉄砲	弓	長柄
1000	2 騎馬上上下下	2 挺	1 張	2 本
800	なし	1 挺	1 張	3 本
700	なし	1 挺	1 張	2 本
600	なし	1 挺	なし	2 本
500	なし	1 挺	なし	1 本
400	なし	1 挺	なし	なし
300	なし	1 挺	なし	なし

の場合、配属の備に召連ること、②役道具は、先手二備の家中の道具  
 は、組子（組附の侍）の内から「司（権物頭）」が任じられ、その他  
 の備では、各「將（士大将）」の役騎馬が「司」に任じられること、  
 ③旗本備の家中は、手廻りの家来のみ召連れ、役騎馬・役道具は  
 「官」へ出し、「別備」に配属することが定められる。  
 第六・七條は、諸物頭・諸奉行の軍役規定である。これらは、「御  
 役儀」として「頭」を命じられており、知行石高にかかわらず、  
 「御役格」に応じた軍役を出すよう定められ、役格より「小身」の場  
 合は「勝手次第」とされた。また物頭と同じ備組の馬廻り衆の中から、  
 物頭配下の足輕一〇人につき一騎宛を「物頭加役」として加え、双方  
 申し合わせて、物頭の指図に従うとする。  
 第八條は、士大将に配属された母衣衆や、各備組下の使番衆は双方  
 申し合わせて同様に勤めるとする。  
 第九・十條は、家中の無足惣領やその他の子弟の配属規定である。

た。弓・長柄に較べ鉄砲重視の役積である  
 ことがわかる。以後、「松之御間御看板」  
 として、井伊家当主と家臣の御目見の場  
 である城中表御殿の松之間に常時掲げられた、  
 井伊家軍役の基本規定である。千石以下の  
 母衣役は役道具は免除であるが、役退任の  
 際には必要となるので、「御定」の通り召  
 し連れるとする。  
 第三・五條は、役騎馬・役道具の配属規  
 定である。①家中の役騎馬は、旗本備以外

窓 無足惣領・末子弟は、親兄弟の「家々格式之通」とし、「御呼出」があれば「其格式之通」に出陣し、十八歳以上のものを召連れるとする。また、組附知行取の子共惣領は、その「頭」に附属し、「弟末子」は「別備」とした。

第十一・十二条は、玉葉中間・陣夫の配属規定である。玉葉中間は、足軽一〇人につき一人の割合で各組に配分し、陣夫は百石に一人を「御定」の通りとし、「着陣」以後はもちろん、「行軍」の際にも陣場奉行からの「触」により差し出し、陣夫の「小頭」は配属された各備手の隊将の役足軽が任じられるとされる。

このように、「古人之咄し伝へ」「御定」「家々格式」に基づき配分された。「武者組物定」を備別に示したものが、後掲の表⑥・⑦である。表⑥は、家中の騎馬侍が担う各備での「役名」「就任者名」「石高」「数（人数）」を示している。「備考」は、士大将は役騎馬以下の供連人数、各奉行は附属の歩行・手代以下の下役、中間・郷夫の人数を「武者組物定」の記事から示し、物頭は足軽組の所在地と物頭の就任期間を「御物頭役前之覚」<sup>(28)</sup>をもとに示した。表⑦は、「武者組物定」の各備の末尾に記された集計をもとに「士大将」の供連、各組で頭・奉行をつとめる「組下役武者」の供連、組附の平士である「組下侍」の供連、「惣人数」「乗馬（騎馬）」「駄馬（荷馬）」の数を上段の欄に示し、中段の欄には各備配下の歩行、足軽、中間、下役、役騎馬・弓・長柄、陣補子の人数を示した。下段の欄は、各備の「将」「役武者」「組下（侍）」の知行高を示している。末尾の集計数については、役騎馬・役鉄砲などの各項目での実数と集計数が一致しなかったり、一部の惣人数の集計が一致しないなど問題点もあるが、各備に記され

た記事は、一部の役儀・身分について不明確なものも見られるため厳密な数値を示すことは困難であるため、ここでは末尾の集計をもとに数値を示した。

**文化十一年の軍事編成** 「掌中秘録」には、「文化十一年壬戌春 直中公依命指上写」と題する軍事編成の記録が見られる。同書は、井伊家の軍制に関する記録を集録した手留帳であり、二代井伊直孝以来、発令された軍役・軍事編成に関する諸軍令・規定が記されている。文化十一年（一八一四）の軍事編成は、「掌中秘録」の末尾に記される「諸雜記」の前に収録される。その作成経緯は不詳であるが、後述するように冒頭の箇条により、「何ノ国力異変」に際しての「御出馬」に備えたものである。前述した寛政五・六年頃の「武者組物定」の時と同様、当時は文化初年以來続く、ロシア船に対する警戒が強められ、同四年十二月に幕府はロシア船打ち払いを命じ、翌五年には仙台・会津両藩に蝦夷地守備が命じられた。さらに同七年には会津・白河両藩に江戸湾警衛が命じられるなど、一層ロシア船をはじめ諸外国船に対する警戒が強まった時期ではあるが、文化十一年前後には、とりわけ幕府の対外政策に際だつた動きはない。

むしろ、この軍事編成の作成を命じたのが当時の藩主直亮ではなく、大殿直中であることに注目したい。直亮はこの二年前、文化九年二月に家督相続し、同年六月に初入部する。翌十年四月には彦根を發ち江戸参勤、文化十一年は在江戸であり、同十二年四月には將軍家斉の名代として日光代参を勤めている。つまり、大殿直中は直亮の在江戸中にこの作成を命じたことになる。翌年の「日光代参」に備えたものも考えられるが、異変に備えたと記すことや、大殿直中自身も「備」

に組み込まれていることから、実戦を想定したものと考えられる。前章で述べたように、文化六年には「六陣五軍」とは異なる「中老」などが率いる機動部隊としての「小手分備」が直中の治世に編成されており、それに対して「御出馬」にともなう総動員体制としての実戦的軍事編成の確立が、直中から直亮への代替わりを機に求められたのであろう。大殿直中がそれを命じた理由は明らかではないが、当時直亮が十九歳という若年であること、家督を嗣いだ直亮の井伊家当主としての資質に、直中が不安を抱いていたことなどが一因と考えられる。<sup>29)</sup> その冒頭には、「御答書 御出発ノ次第」という見出し書に続き、次のように記される。

一、何ノ国力異変有テ君上御出馬ニ定ルトキ、御陣触被仰出、先第一番ニ総着到ヲ附ヘシ、着到ノ法、何モ京橋口・船町口ヨリ表御門へ入、此処ニテ帳ニ附キ、裏御門ヨリ佐和口へ出テ帰宅スベシ、  
士組ノ分ハ其頭々ノ宅ニテ着到ス 着到付役人、御右筆ノ職掌也、母衣役・御目付立合ベシ、表御門遠侍御番所ヲ明ケ、机三脚置、一帳ハ家督騎馬士、一帳ハ同歩立ノ士、一帳ハ無足人十五以上ヲ附ル、  
 右ニテ当節壯健御供相勤可申人数高定リ申候

二、二日目、君上御広間へ御出坐、重キ役人皆伺公、於是人々ノ才器ヲ撰ミ、評定決定著スルトキ、其人々ヲ召出サレ、夫々御役割仰付ラル、次ニ前後左右ノ士隊將へ附属有ベキ御物頭初ヲ召出サレ、夫々仰付ラル、次ニ御城代ヲ召出サレ、御留守ニ指置ルベキ人数名前書ヲ以、夫々仰付ラル

右ニテ御役割相定リ申候

まず、どこかで異変が起き、「君上御出馬」となった場合、「御陣触」

が出され、第一に家中の「総着到」が附けられる。役附の家中は船町口・京橋口から表御門へ入り、表御門遠侍御番所において、母衣役・目付役の立合のもと右筆による着到を附け、裏門口から佐和口を通過して帰宅。士組附の家中は、その侍組頭の宅で着到附をおこなう。これにより「当節壯健御供」ができる人数が定まる。

二日目には、君上が「御広間」に出座し主要な役人が伺候の上、「人々ノ才器」を選んだ上で「評定決定」すると、それぞれ選任に応じて召し出され「御役割」が命じられる。次に、「前後左右ノ士隊將」に附属される物頭が召し出され配属が命じられ、さらに城代が召し出され、「御留守」を勤める「人数名前書」により、それぞれ命じられる。これにより、家中それぞれの「御役割」が定まるといふ。

以下には、三日目に士大将以下が物出仕の上、君上出座し、「頭分并役者」が列座し、軍監により「軍中御法令」が読み上げられ、組下支配の者へは御法令書の写により組頭から伝達され、出陣期日が記されること、「押道武者並」の行列書付が隊長・諸頭へ伝達されること、軍監から普請方へ家中各備の揃場（立場）に杭を打ち諸手へ触れること、さらに出陣当日の諸礼、「立場之積并押出次第」などが記される。

その後、「別帳」として五箇条の役定・人選の基準が示され、<sup>30)</sup> 続いて各備別に各役武者・諸士の組附が詳細に示されている。

第一条は、役定・人選は「軍中ノ第一」であり容易ではないが、今は「才器ノ当否」にかかわらず、およそ「知行・格式」に準じて割定めたとする。

第二・三条は、組附侍の無足惣領は父に随い、その手に附属すること、二男・弟などは旗本備の「戦士」とすることが定められる。

表⑨ 武役編成比較

一之先手備						
	惣人数	騎馬	旗	鉄砲	弓	長柄
御備定大方	不明	83	15	180	40	30/35
武者組物定	1768	83 (109)	10	130	20	60
掌中秘録	1420	83 (110)	15	180	20	30
二之先手備						
御備定大方	不明	83	15	180	40	30/35
武者組物定	1599	83 (109)	10	130	20	60
掌中秘録	1019	83 (100)	15	180	20	30
左 備						
御備定大方	不明	32	5	30/60	無	10/15
武者組物定	707	32 (44)	5	70	20	30
掌中秘録	408	32 (41)	5	30	0	15
右 備						
御備定大方	不明	32	5	30/60	無	10/15
武者組物定	632	32 (39)	5	60	20	30
掌中秘録	469	32 (41)	5	30	0	15
後 備						
御備定大方	不明	37	5	30/60	0	10/15
武者組物定	751	37 (47)	5	60	20	0
掌中秘録	459	37 (46)	5	30	0	15
旗 本 備						
御備定大方	不明	不定	5	30/60	0	10/15
武者組物定	4868	(205)	5	290	20	60
掌中秘録	5016*	196*	5	480	80	180
*騎馬数は大殿様手廻・藩主庶子・小荷駄奉行の数を含む。						
小荷駄奉行						
御備定大方	無*1	無*1	無*1	無*1	無*1	無*1
武者組物定	1442*2	(69)*2	5	120*2	0	0
掌中秘録	*3	(200)	5	40	0	0
*1 御備定大方は記載なし。 *2 小荷駄附役人の数を含む。 *3 旗本備に含まれる。						
留 守						
御備定大方	不明	無*	無*	無*	無*	無*
武者組物定	1656	(49)	0	180	20	0
掌中秘録	不明	23	0	30	0	0
*御備定大方は記載なし。						

注：( ) 内は、役騎馬を除き、無足子弟などの騎馬を含む。30/35などの表記は、30人また35人などと記されているものである。

「時宜二応じ増減」を命じられるとする。  
これらの内、第四条目の各家中から差し出された役道具の配分は、「武者組物定」の規定には見られないが、それ以外は、ほぼ同様の趣旨と考えられる。  
近世後期の軍事編成 後掲の表⑧は、この「文化十一壬戌春 直中公依命指上写」の規定にしたがって配分された軍事編成の概略を示したものである。これらの軍事編成を、それぞれ騎馬・旗・鉄砲・弓・長柄・総人数について対照したものが表⑨である。但し、総人数以外は、家中が負担する役騎馬・役鉄砲以下の軍役分を除いている。以下、表⑨およ

第四条は、士大将による五備以外の家中が差し出した役道具の内、鉄砲・弓は各備に配分するより城中の「守兵」(留守)に用いるべきなので、ここには当面記さないとし、長柄は、五備へ配分の余りである「甘筋余」は鎗奉行に附属して、直臣の「御長柄」に随って働かせること。

第五条は、(各備への)配分割合は「古法」に因ったものであるが、「地・敵・時ノ勢」によつては、士大将の考えにより願ひ出があれば

び表④・⑥・⑦・⑧をもとに比較しながら検討する。

まず、旗本備と小荷駄を除く、五備の惣人数・馬数を比較すると、「御備定大方」と「武者組物定」では、一之先手備∨二之先手備∨後備∨左備∨右備の順となり、また「将」の知行の序列、各組の「知行合計」も同様である。左・右備より後備が大きいことは、「御備定大方」に「此三備ハ皆三十騎余アリ、御旗本ノ羽翼ノ備也、少シモ騎数多キ方ヲ殿備トスヘシ」とすることに符合する。「掌中秘録」で

は、右備が後備を上回り、一之先手備▽二之先手備▽右備▽後備▽左備の順となる。これは、右備の士大将が、井伊直中の六男恭之介を婿養子とした井伊三郎であったことによると考えられる。<sup>(31)</sup>

概数からみれば、いずれも先手二備と左・右・後の三備は、各備別の兵力にしておよそ二対一の比率となる。「武者組物定」では、役騎馬を除いた家中騎馬数は、先手二備は一〇九騎、後備四七騎、左備四四騎、右備三九騎となり、「御備定大方」に見る先手八三騎、左右羽翼三二騎、殿三七騎よりも多い。「武者組御役割物定」では、「先大鉢分限帳・組附帳之御筆並ニ依て御役割ニ配当」したとするから、基本的に正徳三年（一七一三）の「御改正」により定められた組附で配当した上で、母衣（使番）・物頭や組附知行取の子共惣領が父とともにその「頭」に附属されたためである。「掌中秘録」の文化十一年（一八一四）の編成でも、ほぼ同じ傾向と考えてよいであろう。旗・鉄砲の数からみれば、「掌中秘録」と「御備定大方」では先手二備に重く配備され、長柄の数でも共通点が見られるが、弓数では「御備定大方」と「武者組物定」「掌中秘録」それぞれで共通点・相違点が見られる。いずれも「御備定大方」が編成の基準とされたことは窺えるが、編成時期における井伊家庶子の有無、大殿備の有無など、内的要因により各備の配分は若干の修正が加えられたものと考えられる。

### 三 「備」の内部構造

**家中侍と供連** つぎに各備に配分された「士組」の内部構造を「武者組物定」の左備（脇伊織組）を例に具体的に見てみよう。表⑩は、

縦行に各組付侍の「御役割」、横列には「御役割」の「役人数」、「高」、役人の「上下供連人数」、「役騎馬」、「役鉄砲」、「役弓」、「役長柄」の数、役騎馬がある場合その「供連下人」の数、「乗馬」の数、物頭配下の足軽「組頭」「足軽」「玉葉中間」の数、「武器長持」とその「持夫」の数、「駄馬」とその「口付」の数、鳥毛鎗を持つ「鳥毛小頭」「鳥毛中間」の数、旗添の歩行である「七十人歩行」の数、各役人に添えられた「郷夫」、各役人別の惣人数を示す「メ供連人数」の順に示し、「備考」には、「武者組物定」に記された補足・注を示した。たとえば一行目の「使番（三百石並）」は、加田孫兵衛・羽田友之介・広瀬助之進・平石冑右衛門・石原甚内・山上弥次右衛門の六人が勤める。内四人が知行二〇〇石、二人が一五〇石。加田孫兵衛の場合、原文では左のように記される。

使番<sup>二百</sup>付<sup>三百石並</sup> 加田孫兵衛  
 一使番  
 上下十人、内郷夫三人 乗馬 壹疋  
 駄馬 壹疋 口付 壹人

メ十一人  
 加田のように二〇〇石の場合、本来の供連は本人と郷夫二人を含め八人だが、三〇〇石格の役である「使番」を勤めるため本人と郷夫三人を含み上下一〇人の供連となる。「乗馬」は「御役割」を勤める家中の乗用馬である。三〇〇石以下であるので役騎馬以下、武道具の役負担はないが、駄馬一疋とその口付一人が添えられる。惣人数は役人一人あたり一人、六人都合六六人となる。つまり、三列目の「上下供連人数（内郷夫）」の数値と末尾の「メ」人数が分けて書かれているのは、「使番」を勤める家中が家内の陪臣・下人・知行所（給地）

窓 から調達する人数が前者であり、駄馬と口付は藩からの支給によると考えられる。

史 二行目の鉄砲足軽四〇人組の八木原太郎右衛門の場合は、原文では次の通りである。

鉄砲足軽四十人組  
一、物頭

四百石  
八木原太郎右衛門

上下十二人 内郷夫三人 乗馬 壹疋

外、役騎鉄砲壹挺壹人

組手代 貳人 鉄砲足軽 四十人

玉葉中間 四人 郷夫 四人

足軽武具長持八棹、此持夫 十六人

駄馬(頭并組下共二) 四疋 口付 四人

組下共人数

合八拾三人 内郷夫貳十三人

\* ( )内は割注。

八木原は知行四〇〇石であるため、軍役として鉄砲一挺一人を家内陪臣から差し出し、それ以外に家内の陪臣・下人、知行所(給地)から郷夫三人、合わせて一二人を供連とし、乗馬一疋を負担する。そして「武役」が善利橋十一丁目の鉄砲四〇人組の物頭であるため、足軽組から手代二人と組下足軽四〇人が附属され、さらに玉葉中間四人(足軽一〇人に一人宛)・武具長持八棹(足軽五人に一棹宛)・同持夫一人(長持一棹に四人宛)・駄馬四疋(足軽一〇人に一疋宛)と口付夫四人と郷夫四人(足軽一〇人に一人宛)が藩から支給され、都合総勢八三人と馬五疋となる。八木原の「メ供連人数」の「内郷夫」は二三人であるから、この内三人のみが八木原の調達負担、残り二〇人が藩からの支給と考えられる。ただし、長持夫一人、駄馬口付夫四

人と足軽組添えの「郷夫」四人の合計は二四人となるので、口付もしくは足軽添の「郷夫」が八木原の負担とも考えられる。このような郷夫人数の原文記載の数値は一致しないことが少なくなく、郷夫負担の実態は今後の課題であるが、当面は「上下供連人数」の「内郷夫」を家中負担、「メ供連人数」の「内郷夫」を藩支給を含む「郷夫」の惣人数と想定して論述をすすめることにする。

**士大将の供連** 士大将も同様に知行高に見合う供連をともなっていた。次頁の表①は、左備の士大将脇伊織の供連を示したものである。

当主伊織を含め、惣勢一四一人にのぼる。「武者組物定」では、その記述から伊織に近仕する近習・歩行などが見られる「持鉄砲」以下の部分と、三五〇〇石の知行取として負担する軍役としての、役騎馬六人にもなう部分、軍役道具としての役鉄砲・役弓・役長柄にもなう部分の、三部立てで区分されている。これらは末尾の集計に「右士大将一分之上下人数」とされ、すべて大身の家臣脇家が「一分」として独自に調達負担すべきものである。

「近習給人」の列の注記に、「此給人、貝・太鼓・弓・鉄支配兼」とあるように、近習は当主に近侍し、「貝吹」「太鼓負手」「同打手」、役道具の「役鉄砲」「役弓」などを支配するとされる。脇家の家内陪臣には「用聞」「小姓」「中小姓」「若党」「足軽」などの苗字を持つ階層が見られ、「役騎馬」六人は「用聞」や「小姓」を勤める六人であると考えられる。<sup>(32)</sup> 彼らは、脇家の日常的な家政を担うだけでなく、戦時には又陪臣(陪臣の家人)を率いて脇家の供連の一員として騎馬で加わる。

脇家の供連は、脇家直臣として士大将の指揮下にあつて直接指図を

表① 左備士大将脇伊織の供連

役 割	人数	馬数	注 記
士大将 脇伊織	1		
持鉄砲 3挺	3		
持弓 2張	2		
長柄 3本	3		
長刀 1振	1		
太鼓負手	1		
同打手	1		
貝吹	1		
馬験持	2		
持鍵	1		
十文字 (鍵)	1		
具足櫃 (持)	2		
指物 (簀)	1		
甲立持	1		
近習給人	7		此給人、貝・太鼓・弓・鉄支配兼
歩行士	7		此歩行小道具二付
馬取	3		
草履取	2		
手弓 1張 (持)	1		
手筒 1挺 (持)	1		
乗替 1疋 (馬取)	3		
手明中間	1		
小荷駄宰領	2		
近習 7人の夫	7		
歩行 7人の夫	1		
小道具30人の夫	3		
将の台所賄用人	3		
台所用人の夫	3		
将の玉葉其外諸道具持夫	7		
将の駄馬	0	2	
下人の駄馬	0	3	
(駄馬)口付	5		
<b>小計</b>	<b>77</b>	<b>5</b>	<b>*内郷夫21人</b>
役騎馬騎 5人連	5	1	
役騎馬騎 5人連	5	1	
役騎馬騎 4人連	4	1	
役騎馬騎 4人連	4	1	
役騎馬騎 4人連	4	1	
役騎馬騎 4人連	4	1	
乗馬		6	
駄馬・口付	2	2	
<b>小計</b>	<b>34</b>	<b>14</b>	<b>*内郷夫12人</b>
役鉄砲 7挺	7		
玉葉箱持	1		
役弓 3張	3		
矢箱持	1		
役長柄 7本	7		
右三器小頭	3		
右三器の夫	3		
同武器長持 2棹持夫	4		
駄馬・口付	1	1	
<b>小計</b>	<b>30</b>	<b>1</b>	<b>*内郷夫 7人</b>
<b>合計</b>	<b>141</b>		<b>*内郷夫40人</b>

うけ、とくに役騎馬は、「武者組御役物定」の第三条に「一、家中役騎馬者、御旗本之外者其手ニ召連、使并其外用事ニ召仕候事」とあるように、脇伊織の「使」や「用事」に従事し士大将に近侍することになる。

このように、「備」に配属された士大将をはじめとする家中侍は、基本的に個々に負担すべき役騎馬・役道具と家内陪臣以下を自己負担の供連とし、「御役割」によっては、藩から「御役割」に応じた武器・中間・郷夫が支給され「備」の組織を構成した。その基本構成は、士大将を中心に、(a)母衣・使番などの伝令を担う部分、(b)鉄砲・弓・長柄などの備の中でも前方に位置して主要武力を担う部分、(c)士大将の位置を示す旗奉行・鎗奉行の部分、(d)士大将の指揮のもと陣場奉

行・組付士を差配する組頭・戦士五長・小荷駄頭などの騎馬戦士の部分、(e)士大将の家内陪臣などからなる直属供連の部分からなる。図①は、左備(脇伊織組)の組織構造を示したものである。ほぼ同規模である右備・後備も同様の組織であり、また規模の大きい先手二備も、士大将に「御旗本」との伝令を担う「母衣役」が附属されること、目付役・右筆役・医者・馬医役・勘定人が近侍すること、武器具の手入れなどをおこなう「陣補子」や、組付侍から差し出された役鉄砲・役弓・役長柄が、組付侍を頭として直臣足軽とは別に組編成されていることが異なるが、大筋で基本構成は同じである。

**旗本の組織** 旗本の組織構造も、前述した先手二備、左右・後三備の(a)から(e)の特徴を基本的に持っている。表⑥に示した家中騎馬侍の



家老宇津木弥平太が士大将として「小荷駄奉行」をつとめる。ただし、この組は旗本をのぞく五備の内ではなく、平時から預けられた「士組」ではない。<sup>(33)</sup>配下には(a)使番、(b)鉄砲・弓足軽、(c)鎗奉行・旗奉行、(d)組頭・陣馬奉行・戦士(役騎馬)、(e)士大将の供連など惣人数六九五人で構成され、基本的に前述の各備と同じ構成が見られ、その規模も左右・後の三備とほぼ同じであるが、騎馬の「戦士」がすべて家中侍から指し出した役騎馬であることなど、攻撃的戦力を期待されたものではなく小荷駄を守衛する部隊と考えられる。

ただし、表⑥に示したように、「鉄砲足軽三十人組」が二組、「鉄砲奉行」「大筒役」「鉄砲玉薬奉行」「細工奉行」「鷹匠」「納戸役」「金奉行」「元方勘定奉行」「兵糧奉行」の下役など惣人数七四七人が「小荷駄附役人」として附属され、両者をあわせると、惣人数一四四二人、鉄砲足軽一二〇人と先手備に匹敵する規模となる。小荷駄は、各備の末尾に平士から任命された「小荷駄頭」「小荷駄奉行」が記載され、本組にも「士大将」兼「小荷駄奉行」である宇津木弥平太以外に、組末尾に「小荷駄奉行」(真壁林平)が配属され「右、林平、小荷駄方之駄馬六十九疋之支配」とされるが、あくまで「小荷駄組」の「奉行」である。これに対して宇津木は、大規模な旗本の後方にあつて各備の「小荷駄頭」「小荷駄奉行」を差配する立場であつたと考えられる。<sup>(34)</sup>

**留守式の構成** 「留守」は、「御出馬」により藩主不在となつた城・城下と領内静謐をまもることが任務である。表⑥で示したように、城中を守る「城代」以下の部分と、城下・町中・郷中を警戒する「地方賄役」の部分、城内・城外の諸門や諸蔵の「番」をつとめる部分、江

戸・大津・京都屋敷を守る「江戸留守」の部分からなる。

城内には若殿様(井伊直清)と城内奥向の「真如院様(八代井伊直定側室)」以下の女性がおおり、藩主との縁戚に連なる「小溜」格からえらばれた「城代(印具徳右衛門)」「城代加番(木俣多十左衛門)」「を筆頭に、鉄砲足軽三〇人組が一組と若殿様の「側役」「小納戸役」「抱守」「医者」「御伽」「歩行」などが配分される。「地方賄役」は、「賄役」を筆頭に、城下に所在する庶子や井伊家の女性が住む御用屋敷の「付人」、「町奉行」二人と「筋奉行」五人・「筋奉行加役」一人、領内に所在する「郷士」四人、領内の蔵入地を管轄する町人身分の「代官」五人、「郷手代」五人が配分される。「町奉行」には、「町方御用懸り」足軽二四人、「町同心」一三人が附属し、町奉行両人は毎日一人宛交替で城下の端々の町中を見廻り、「火之元其外万端」を嚴重に慎ませるように町役人を呼び出して申し渡すこと、足軽四・五人と町同心三・四人を召し連れて、「鍔り・指俣」などを持たせ見廻ること、また別に「手木(十手)」のものを「昼夜無油断」城下の見廻りをするよう命じるようにとする。「筋奉行」には、筋方御用懸りの足軽五〇人が附属し、「筋方二而者五十人之足軽三人ツ、御領分端々迄見廻らせ、万端慎ヲ示させ、若不審成儀有之ハ、早速注進致候様可申付候、尤代官五人之内も式人ツ、右同様二御領分相廻らせ可申候」と町人「代官」ともども、領内見廻りをつとめた。領内の南部周縁に配置されていた「郷士」は「御領分端々迄相廻り聞合、異変之様子見聞候ハ、早々注進可致事」と、異変にたいする警戒を任務とした。

城内の表門・裏門・追手門・黒門・山崎門の「番」、第二郭・第三郭の中藪口以下十一口の「番」、御用米蔵・松原蔵の「番」は各持場、

「鉄砲奉行」「鉄砲玉薬奉行」「元方勘定奉行」「細工奉行」「金奉行」なども各役所詰とされる。諸門は昼夜の開閉が細かく規定され、「表門昼夜共々切、出入壺人ツ、急度改通し可申候、尤二代り二四人ツ、相勤可申、勤番之節、持鍵為持可罷出候」などと人の出入の改め、番の交代などが規定される。

また、「内目付役」「改証判方」「畳奉行」などもここに加えられ、「内目付役」は「右、勤方本役之外、諸役所立会并蔵方証判兼帯」と注記され、留守中の諸役所での事務手続きの立会を担う。さらに家中侍の子弟から一八人が「火方盜賊改方」をつとめ、「御城下并御城下ニ付有之村々迄相廻り、自身番油断無之哉相改、火方盜賊改、其外非常之事相糺し候様、尤足軽三人ツ、召連、昼夜不絶相廻り候様可被仰付事」と、「御出馬」中の城下町中や城下周辺の村々を昼夜絶えず見廻ることとされ、「火方盜賊改方御用懸」の足軽三〇人が附属される。「遠見番」は、平田山・古城山（佐和山）・磯山の彦根城近辺の遠見をつとめ、「諸方見通能所ニ小屋懸致、昼夜三人ツ、罷越、足軽式人・郷夫三人召連、相図之箒請答可致候、異変有之者早速箒并太鼓ヲ打せ、注進等可申付候」と、臨時の小屋を設けて「相図之箒請答」をおこない、異変の際、「箒并太鼓ヲ打せ」注進することが定められ、遠見番御用懸の足軽二二人が附属する。また「御厩番」もここに加えられる。

「外輪番」は、城下町中と周辺村々との出入り口に設けられた木戸門の口を固め、「切通口・新屋敷二ヶ所・里根口・小藪口二ヶ所・御旗町口・猿尾口・善利川橋詰・順礼海道・大藪口新番所・松原舟入新番所・物生山口新番所・表御門橋詰・裏御門橋詰・大手橋詰・長橋口

橋詰・尾末町入口・石場・下馬場町」などの二〇箇所に二人宛が二交代で配備され、七十人歩行一〇人・足軽五二人・役足軽一八人がつとめるとする。

「江戸留守」には、「小溜」格一人と奥向役人を支配する「用人」一人に医者のみが配分され、家内陪臣の供連を含めても、上下合せても七十六人の手勢である。「御出馬中者、右之外勤番ハ不被仰付、定府衆ニ而御用可被為濟事」と定められ、江戸「定府」の家中を加え最低限の配備となる。大津蔵屋敷と京屋敷の京賄役は平時と同じ詰人数のみである。

#### 四 武役と役儀

家中侍の「武役」彦根藩では、「武役」として「旗奉行」「鑓奉行」が見られ、平時には配下に属する徒士や中間の支配にあたる。弓・鉄砲組の「物頭」は、平時には各足軽組の支配にあたるが、文政十三年（一八三〇）の例では、用人五人、側役七人、町奉行二人、城使一人、筋奉行四人、小納戸二人、馳走奉行一人、鷹頭取二人、侍宗門改兼武具預一人、仕送奉行一人が見られ、「物頭」三七人の内、二七人が他の「役儀」を兼ねていた。また「母衣役」は、平時には特段配下の者がなく役割がないが、文政十三年の例では、用人一人、側役二人、筋奉行二人、小納戸三人、城使二人、江戸中屋敷留守居三人、普請奉行二人、大津蔵屋敷奉行二人、物主書物奉行二人が見られ、「母衣役」二人の内、一人が「役儀」を兼ねていた。

また「城中番頭」「十一口門番頭」は平時の職として設けられ、二〇〇石〜一〇〇石の知行取平士から任命される番頭のもとに、「城中

表⑫ 「御役人勤方之事」の主要記事

武役・役儀	勤方の内容
家老	此役ノ内、士大将ヲ除、余ハ宿老等ニ用ユヘキカ、但、任ニ不当ハ如何
用人	此役、大方六七人ナリ、内二人ハ歩行頭、四人ハ母衣タルベシ、足輕大将ナトアラハ御旗本ニ指置然ベシ、母衣四人ハ兩御先手ヘ檢使ナリ
側役	此役大方物頭也、四十人ノ頭ハ不及申、三十人ノ頭、御旗本ニ指置可然カ、時宜ニヨルベシ
鷹頭取役	コレ平常ノ役也
寺社奉行並町方	此役、当時兩人有之、時宜ニヨリ一人ハ御供、一人ハ御留守ニ被指置事足ルベキカ、又ハ兩人共ニ残ルコトモ有ヘキカ、時宜ニヨルベシ、物頭勤之、町同心十五人
筋奉行	此役二三ノ六人也、時宜ニヨリ二三人残り事タルベキカ、人馬・兵糧ノ手クリ等專一也、物頭勤ム
侍宗門改并武具預り	此役平常ノ役也、物頭勤之
小納戸役	此役、御旗本御馬廻リニ在之、御近習ノ御用、常ノ通ニ相勤ヘシ、物頭ハ各別、側役ノ処ニ注ス
目付役	此役、常式ニ相違不可有之、合戦ノ時ハ諸手ヘ兩人ツ、モ配分有之、横目役ヲ可相勤カ、陣中ニテハ多ク無之テモ事タルベシ、御留守ニモ一兩人ハ残ルベシ
城使役	此役、平常ノ役也、大方母衣役也
普請奉行	母衣御免、此役、御出馬ヨリ以前、御先ヘ参リ、小屋所ノ場所見立、其外平生ノゴトク普請ノ用相ツトムベシ、金堀或鍬持等ノ類、此支配也、手代十人
作事奉行	此役、常ノ通り作事ノ用相ツトムベシ、大工等ノ類、此手先ナリ
勘定奉行	此役、勤方平生ノ如シ、一兩人ハ御留守ニ指置ルベシ、余ハ御供タルベシ、勘定人何モ此手先也
彦根賄役	此役、御留守ニ残テ兵糧運送ナドノ手繰リ等第一也
江戸賄役	此役、何モ御供、小荷駄并人足ノ支配ヲナスベシ、百人組中間・早ノ者、此手先也、一器量無之テハ難勤カルベシ、道押并陣中兵糧等ノ用事司リ相勤メ、品ニヨリ御馬役ヨリ加リ勤ル事モ有ベキカ
小姓	此衆、御馬廻リヲ相ツトム、平常ノ如ク御前近、心ヲ付相勤ベシ
中小姓	此衆、御馬廻リヲ相ツトム、手詰ノ勝負ヲ心懸ベシ、小姓モ同事ニ旗本近キ時、手詰ノ一戦心掛ベシ
騎馬徒士	此衆、平常ノ如ク御役付ヲ相ツトム、残ル分ハ御馬廻リニ相ツトム、手詰ノ時ハ、御鳥毛ヲ以テ一勝負有ベシ
歩行	此衆、御馬廻リヲ相ツトム、平常ノ如ク御前近、心ヲ付相勤ベシ、騎馬徒士ト勤方大方同ジ、左右前後ノ御供相ツトムベシ、或ハ夜マワリ、其外番等相ツトムベシ、御用人支配之
郷士	何レモ御留守也、或ハ其辺ノ道案内、或ハ其近国ノ善悪ノヤウス聞出ス事專一ナリ

番」では各門に騎馬徒士の「上番（定番）」八人と「上り番」（足輕の隠居、番上がり）三三〇四四人、「下番」六〇八人が添えられ、「十一口門番」では各門に帰参家臣の「加番」一人に、「門番足輕」一〇人、「加人足輕」四人、「下番」二人が添えられ諸門の守りと通行管理をおこなった。軍事には、そのままの人数割で「御留守」に属し、他の「役儀」を兼務していない。城郭諸門の番は、仙台伊達家や萩毛利家の職制では「大組番」や「大組」とよばれ、平時には平士が輪番交代で勤め、軍時には「大組番」や「大組」の面々が各備に配分される例が見られるが、彦根井伊家の場合、城番・門番は平時の「役儀」として平士以下が専属となり、軍時の「武役」を兼ねていたことが異なる。

「御役人勤方覚」「掌中秘録」には、「御備定大方」の次に、「御役人勤方覚」と題する記録が収録される。平時において各家中に任じられる「武役」と「役儀」が、軍事の際に如何なる役割を果たすかが示されている。作成年代は不詳であるが、その内容は「武者組物定」や直中の命により作成された文化十一年の陣立書にも通じるところがあり、彦根井伊家における「武役」と「役儀」の相関関係を検討する上で重要と考える。その主要な内容を表⑫に示した。前述した、あきらかに平時においても「武役」と考えられる「旗奉行」以下については省略した。

ここにいう「御役人」とは、「鷹頭取役」「侍宗門改并武具預り」「城使役」の項目に、「コレ平常ノ役也」「此役平常ノ役也、物頭勤之」「此役、平常ノ役也、大方母衣役也」などと記されていることから、軍事における「御役割」を担う役人の意味ではなく、平時に勤めている「武役」「役儀」の意味と考えられ、平時の「御役人」が軍事にお

いて、いかなる「勤方」をするかが示されていると考えられる。「用人」の場合、およそ六・七人の内二人は歩行頭、四人は母衣役を勤め、「足軽大将」(物頭)を兼ねる場合は、御旗本に配備すること、母衣を勤める四人は先手二備に配備して「検使」を勤めるとする。「側役」は、多くは「物頭」を兼ねており、「四十人ノ頭」は言うまでもなく、「三十人ノ頭」も「御旗本」に配備すべきか、として「時宜ニヨルベシ」とする。

以下、旗本に配備されるのは「小納戸役」「小姓」「中小姓」などの近臣や「勘定奉行」(一部は留守)「江戸賄役」、「普請奉行」「作事奉行」などである。これらは平時においても、「用人」が奥向の差配や賄方下役を務める歩行支配に従事する役であること、「側役」「小納戸役」「小姓」「中小姓」は近習役として平時でも藩主に近侍すること、「勘定奉行」「江戸賄役」が財政や物資調達を担う役割、「普請奉行」「作事奉行」も「平生ノゴトク普請ノ用」「常ノ通り作事ノ用」を勤めるとされることから、軍事においても「御旗本」に配備されたのであろう。「江戸賄役」は、とくに「御旗本」における「小荷駄并人足」の支配をおこない、「百人組中間・早ノ者」(飛脚カ)を手先とし差配する役であり、「一器量」がなくては勤めがたいとされた。「普請奉行」は「御出馬」より前に御先へ参じ、「小屋所ノ場所」を見立てる役目を担うとされ、その主力は「御旗本」に配備されたが、各備には他の平士が「陣場奉行」として配分され、普請方の手代以下を差配し陣場設営に従事した。

「御留守」に配備されたのは、「寺社奉行並町方」(寺社奉行兼町奉行)や「筋奉行」、「御留守ニ残テ兵糧運送ナドノ手練リ等第一也」と

注記される「彦根賄役」などである。「寺社奉行並町方」は「物頭」がつとめ、「町同心」を配下に置き、「一人ハ御供、一人ハ御留守」するが「両人共ニ(留守に)残ル」こともあり、「時宜ニヨルベシ」とされた。「筋奉行」は「物頭」がつとめ、平時六人であるが「時宜ニヨリニ・三人残り」、「人馬・兵糧ノ手クリ等専一也」とされる。有事における領内見廻りのためである。<sup>38)</sup>

「目付役」や「勘定奉行」も勤め方は「常式ニ相違不可有之」「勤方平生ノ如シ」とされるが、「御留守」に「一両人ハ残ル」とされる。ただし、「目付役」は軍事には「横目」として「諸手備へ二人宛配分」されることが本来の役目という。

このように、彦根井伊家の家中が平時に勤める「役儀」の多くは、軍事における「御役割」と密接な関係を持っており、「役儀」を任命することにより、「武役」が連動することを想定して人事がおこなわれていたと考えられる。とくに「御旗本」には、平時における奥向役人・賄役人を差配する「用人」をはじめ「側役」「小納戸」「小姓」といった近臣が配備されるが、かれらは「御旗本」における「物頭」をつとめ、軍事における馬廻りでありながら鉄砲・弓など重要な戦力の頭をも務めることを想定されていたのである。

「御役人勤方覚」に規定された内容は、「母衣役」の例では、「此役、御旗本ニ有之使職也、内大身ノ母衣四人計アリ、両御先手ヘノ検使也、(傍線筆者)其外三人程ツ、モ両御先手ヘ配分有ルヘキカ、小手脇三組ヘモ品ニヨリ配分有ベシ、此役知行ノ高下考ヘ有ベシ」などと、傍線部に見るように断定的ではない表現の部分もあるが、近世後期の「武者組物定」や文化十一年の陣立書(「掌中秘録」所収)においても、表⑥・⑧で

見るように、とくに「御旗本」「御留守」の備において「役儀」と「武役」の相関関係が確認される。逆に前線での軍働きが期待される先手二備や、左右・殿備には、「無役」や「侍宗門改并武具預」「城使役」など「コレ平常ノ役也」「此役平常ノ役也」などとされた「役儀」の「物頭」が配分されていることなど、「備」の特質に応じた「役儀」・「武役」が配慮されていたことが確認される。

### おわりに

以上述べてきた要点を整理すると、次の四点に集約できる。

① 近世初期、寛永期に始まる「六陣五軍」の軍事編成は、十八世紀初頭までは各備の人数変化があつたが、正徳三年（一七一三）の「士組人数」の「御改」により、先手二備が八三騎、左・右二備が三二騎、後備が三七騎という「士組附」が確定した。以後、文化六年（二八〇九）に二〇騎一備の「小手分」組が二備、各備からの選抜により別備として編成され、嘉永七年（一八五五）まで存続するが、「六陣五軍」の軍事編成による「士組附」は、幕末期の「御軍制御改正」まで維持された。

② 近世後期、寛政期に幕府から各大名へ海防にともなう軍備増強が要請される中、井伊家では、「御備定大方」に示される「六陣五軍」にもとづく騎馬数、旗・長柄・弓・鉄砲などの武道具数を基本にしなから、家中を総動員する軍事編成の理念と具体像が家老衆議により構想され、文化十一年（二八一四）には、藩主の代替わりに際して、「異変」による「御出馬」に備え、「御陣触」から「御出陣」に至る諸手続の詳細や、当時の家中による総動員による軍事編成が、実働を前

提として、主命により具体的に提示された。

③ 近世後期の各備の内部構造は、(a)母衣(使番)、(b)鉄砲・弓組、(c)長柄・旗組、(d)組附士(陣場奉行を含む)、(e)士大将の直属陪臣と役鉄砲・役弓・役長柄組の五つの部分からなり、(d)(e)以外の役武者は、各々に規定の役騎馬・役道具を差し出す他に、規定の供連従者を連れ、主人と役騎馬・従者は主人とともに行動し、各備に配属されるが、役道具は備の中で別組に編成され、士大将の直属となる。

④ 井伊家家中が勤める平時の「役儀」の多くは、平時から任じられる「武役」や、軍事に際して配分される「御役割」と密接な関係を持つており、「役儀」の任命は、軍事における「御役割」が予め想定されていた。

彦根井伊家では、元禄期に四代井伊直興が「役儀」重視という意向を示し、「侍中由緒帳」という家中個々の履歴記録による目付役による人事管理が開始されたことにより、家中侍・歩行に至るまで、平時の「役儀」が重視された。近世後期では給人四七五人の内、四一人が「役儀」を担っており、病氣、家督相続後の幼年、家内財政困窮による役儀免除、謹慎処分による役儀罷免などの事情により、一部「役儀」に就かないものがあるが、基本的に適齢・適格になれば「役儀」に就くことが求められた体制であつたと考えられる。

そのような体制のもと、正徳三年（一七一三）の軍事編成の「御改」が、同じく井伊直興(直該)の意向をうけて実施され、「六陣五軍」の編成が確立された。しかし、その内実は、「士組附」の基本構成や「旗本附」「留守居」の「役義」が示されたが、個々の備に配分する「役武者」の「御役割」におよぶものではない。<sup>40)</sup> また、井伊家に

おける軍事編成に関する記録をほぼ時系列で編集されたと考えられる「掌中秘録」においても、正徳三年以降、「寛政七乙卯年改」と題する「御足軽」以下の下役など扶持人の書上に至るまで、ほぼ一世紀にわたってなら記録が見られない。寛政五・六年頃の「武者組物定」では、「臨火急多端之事、手備とく相調事、御流義を得意せざる故歟、式百年に近泰平なれ者、心ニ落付かざる」という状況に至っていると家老たちが吐露するように、臨戦に備えた軍事編成についての家中の意識が薄れていたことは否めない。「武者組物定」や文化十一年の陣立書は、当該期における国際環境のなかでの外圧に対応する海防への要請に応じて、井伊家の「御流儀」である「六陣五軍」の備を基本とした家中総動員による体制が構想・確立されたものと考えられる。その際、配慮されたのは、当該期の「役義」体制の中に軍制を位置づける作業であったといえよう。

彦根藩のように、家臣団の全階層にわたる役儀重視の政治意識や、非常に発達した人事管理制度を併せ持つ官僚制の存在は、近世大名家臣団のなかでは特異な存在である可能性もある。しかしながら、大名家臣団の構造や、官僚制・軍制のあり方は、本来個々の家臣団の形成過程によって、様々な形態があり得ると想定される。今後は、その差異が何を要因として生まれるのか、彦根井伊家の事例と比較した具体例の検討を期待したい。

## 注

- (1) 藤井讓治「幕藩官僚制論」(『講座日本歴史』五 近世一 東京大学出版会 一九八五年)、同「江戸幕府老中制形成過程の研究」校倉書房 一九九〇年、など。
- (2) 藤井讓治「江戸時代の官僚制」青木書店 一九九九年。
- (3) 山本博文「総論 將軍權威の強化と身分秩序」(同編『新しい近世史』1 国家と秩序、新人物往来社一九九六年)。
- (4) 福留真紀「徳川將軍側近の研究」校倉書店 二〇〇六年。
- (5) 高木昭作「日本近世国家史の研究」岩波書店 一九九〇年。
- (6) 根岸茂雄「近世武家社会の形成と構造」吉川弘文館 二〇〇〇年。
- (7) 森下徹「武士という身分 城下町萩の大名家臣団」吉川弘文館 二〇一二年。
- (8) 柴田純「彦根藩『御家風』の形成」(村井康彦編『彦根城博物館叢書』6 武家の生活と教養 彦根市教育委員会 二〇〇五年)。
- (9) 拙稿「彦根藩目付役の形成過程」(藤井讓治編『彦根城博物館叢書』4 彦根藩の藩政機構 彦根城博物館二〇〇三年)。
- (10) 『新修彦根市史』第二卷(通史編 近世、第一章 第四節 譜代大名井伊家、彦根市 二〇〇六年)。
- (11) 仙台伊達家では『仙台市史』通史編3 近世1(第三章 第三節 家臣団の配置、二〇〇一年)、萩毛利家では森下徹前掲注7など。
- (12) 拙稿「彦根藩足軽組の軍事編成と組織運営」(『史窓』六九号、京都女子大学史学会、二〇一二年)。
- (13) 『侍中由緒帳』3(以下、『由緒帳』3などと略記する)河手主水家の項 彦根市教育委員会 一九九六年。
- (14) 「井伊家問書」神宮文庫所蔵(六門 六一〇号)。
- (15) 拙稿「彦根藩足軽組の編成と組織運営」(『史窓』六九号 京都女子大学史学会 二〇一二年)。
- (16) 「掌中秘録」(彦根市立図書館所蔵文書)所収の「直澄公御代初御書出」。従来「掌中秘録」は原本の所在が不明であり、『彦根市史』上冊(彦根市 一九六〇年)に翻刻収録されたものが利用されてきたが、彦根市立図書館が所蔵する郷土資料の中に写本(「掌中秘録」

- 高橋、その他1)が確認されたため、以下ではこれをもとに叙述する。「掌中秘録」は近代以降の写本ではあるが、『侍中由緒帳』<sup>2)</sup>では、二代目脇五右衛門豊重が寛文元年に「侍大将組四拾人被仰付候」とする記述と一致するところから、信憑性が高いと考えられ、井伊家三代井伊直澄の時代、寛文元年には、先手二備が各八十五騎、両翼二備が三十三騎、脇家が後備の四十騎を務めるといふ編成であったと推定される。
- (17) 前軍を務める木俣組は正徳三年五月に「只今迄之八拾三騎士組人数不足之分、今度御改被遊、御判物頂戴仕候」(『由緒帳』1)とあり、庵原組は同年五月五日に江戸で「先規之通八十三騎士組御預被遊候由被仰付候」(『由緒帳』1)、後備の長野組(三七騎)と左右備に配属される中野組(三三騎)・印具組(三三騎)が五月十日に木俣組同様、「御改」により「御判物」を下されている(『由緒帳』1・2)。前稿(前掲注15)では、左右備の一組が、宝永七年(一七一〇)に家老役となった脇豊信の可能性を指摘したが、印具家の記述を見落としていたので誤りであった。
- (18) 彦根新田藩の設立や家中諸役の直惟に対する誓詞提出など。
- (19) 岸本覚「彦根藩の相模湾警衛」(佐々木克「幕末維新の彦根藩」彦根城博物館 二〇〇一年)では、文化五年に成立したとするが、『由緒帳』では同年の補任記事は確認できない。
- (20) 岸本覚、前掲注19。
- (21) 『由緒帳』3、新野左馬助家の項。
- (22) 慶応元年閏五月十三日に新野左馬助が「士組三拾六騎与御組替御預ケ被仰付候」と後備三七騎から三六騎組へ組替えされている(『由緒帳』2)。
- (23) 慶応三年八月十五日に貫名茂与次が「士組御組替九拾弍騎御預被仰付候」と三二騎の左備から九一騎御預に組替えられている(『由緒帳』2)。
- (24) 前掲注16参照。
- (25) 『彦根藩井伊家文書』6314~6332。「武者組物定 一」「一之御先手武者組 二」「二之御先手武者組 三」「御左備武者組 四」「御旗本武者組 五」「御後備武者組 六」「御右備武者組 七」「小荷駄奉行武者組 八」「御留守式 九」と題する九冊からなる。
- (26) 物頭就任の最も遅い例が、御留守に配属された早乙女八郎左衛門(六代目恭村)の寛政五年六月二十三日、退任の最も早い例が、御旗本備配属の正木舎人(六代目次宗)と同備の鈴木平兵衛(六代目重昌)の寛政六年四月朔日である。
- (27) 「井伊家軍法等留書」『新修彦根市史』第六卷 史料編 近世一352号(彦根市 二〇〇三年)。
- (28) 「御物頭役前之覚」(彦根市立図書館所蔵、北村文書、藩政8)。
- (29) 拙著『幕末維新の個性6 井伊直弼』吉川弘文館 二〇〇六年。
- (30) 一、役定人選ハ軍中ノ第一ニテ、容易成義ニ無御坐候ヘトモ、今也才器ノ当否ニ論ナク、大凡知行格式ノ人ヲハ妄ニ書記シ、割ヲ相定候ハカリニ御坐候、  
一、組付ノ士ノ無足総領ハ不残父ニ従ヒ、其手ニ属シ遣ヒ方隊将ノ了簡次第ニ御坐候、  
一、同二男弟ノ分ハ御旗本ノ戰士ニ相用ヒ申候、  
一、士大将五手ノ外、御家中ヨリ指出候御軍役道具、鉄砲百三十四拾、弓三十斗御坐候ヘトモ、御備中へ指加ヘ候ハソヨリ御城中ニ指オキ、守兵二用ヒ候モ然ヘキカト、暫書記シ不申候、同長柄五手へ御配分ノ割、都テ古法ノ趣ニ御坐候ヘトモ、地敵時ノ勢ニヨリ、隊将ノ存寄ニ依テ、自然願ノ筋モ候ハ、時宜ニ応シ増減仰付ラレ候事ト奉存候、
- (31) 井伊三郎は、中野助太夫家の八代目で、寛政十二年に恭之介を婿養子とするよう命じられて以来、同年九月朔日には直中の実名一字を下され中経と改名、文化九年二月五日には井伊家の庶流として中野の姓を井伊に改めるよう大殿直中から命じられ、通称を助三郎から三郎と称することを自ら願ひ許されている(『由緒帳』2)。この日は、直亮が家督相続した日でもある。直中は井伊家の一族として直亮を補翼することを期待したのである。
- (32) 「用聞」以下の脇家の家内陪臣の階層区分は、時代はさかのぼるが、元禄八年(一六九五)の「大洞弁財天祠堂金寄進帳」(彦根藩

井伊家文書、彦根城博物館所蔵)による。当時、脇家が知行二〇〇〇石であった時、「用聞」は高柳・杉立・佐藤・鳥山の四家、「小姓」は千田・木村の二家である。

(33) 宇津木弥平太は、安永五年(一七七六)十一月に家老として「土組三拾式騎」を預けられるが、天明二年(一七八二)七月に病氣のため役儀・土組預を御免となり、寛政八年(二七九六)六月に隠居するまで、その状態は変わらない(『由緒帳』2)。

(34) 表⑧に示した文化十一年の軍事編成でも同様、旗本備の後に「四十人組頭・小荷駄奉行兼」の用人・物頭勝平次右衛門、その後「殿」として宇津木兵庫(中老約)が配置されている。この「殿」は、別備として家老西郷藤左衛門が支配する「後軍」があることから、旗本備の末尾をとめる「殿」の意味であろう。旗本の「小荷駄奉行」は平士二人(佐藤孫兵衛・川手七左衛門)であり、「御旗本組小荷駄二百五十七疋支配、外二儒者・医者・茶道頭乗懸馬十八疋共」と都合二七五疋もの駄馬を差配するなど、この小荷駄の組よりも大規模である。十七世紀末の前橋藩酒井家の軍役規定では、小荷駄隊は旗本を含む九備全体で駄馬五七三疋(口取五七三人)、人足一一七九人が配備されるが、その内、旗本備には駄馬二二七疋、人足二五八人と約五分の一が配備されている(高木昭作前掲書、注5)。井伊家では駄馬総数六七〇疋の内、旗本に二七五疋であるから、ほぼ同じ比率である。井伊家の軍事編成において、宇津木弥平太の格式からみても各備の小荷駄全体を差配する立場と考えられ、本来は、旗本備に含まれるものではないかと考えておきたい。

(35) 「家中役付帳」(『新修彦根市史』第六巻 史料編 近世一 342号、二〇〇二年)。

(36) 前掲注11。

(37) 『新修彦根市史』(前掲注10)では、「武器預」を「武役」とするが、「御役人勤方覚」の記述によれば、平時の「役儀」と考えられる。

(38) 文化十一年の陣立書では、筋奉行は一人も「御留守」に配備されていない。理由は定かでないが、享和三年(一八〇三)に代官が町

人から武士へ変更されたため、士代官が筋奉行の替わりに留守を勤めることとなったのではないかと考えられる。

(39) 給人数は文政十一年(一八二八)作成と推定される「分限帳」(彦根藩井伊家文書 866)、「役義」就任数は文政十三年作成と推定される「彦根藩士役付帳」(彦根藩井伊家文書 863)によった。同一年次の数ではないが、大方の傾向は変化ないと考える。

(40) 「掌中秘録」に収録される正徳三年癸巳五月二日附の「直該公御書出 出陣供旗本附并留守二指置候人割帳」では、「物頭」三七組と、「旗本附」の各奉行・役の知行高・人名、下役人の人数、「留守居」の各奉行・番頭・郷侍以下の知行高・人名、下役人・番足軽等の人数が示されるが、近世後期に見られる各備への「役武者」の「御役割」までは定められていない。

表① 彦根井伊家士組備別変遷

■大坂陣以前

年代	西暦	組頭名・代数	『由緒帳』の関係記事
小田原御陣之年	1590	河手主水①	士組五十騎御預ケ被仰付、…
慶長1年	1596	河手主水①	士組二十騎増御預被仰付、…
慶長6年	1601	河手主水②	養父跡式無相違四千石被下置、士組五十騎御預ケ、御家老役被仰付、…
元和1年	1615	河手主水②	士組二十騎増御預被仰付、…
関ヶ原陣	1605	西郷藤左衛門②	侍組御預ケ被遊、岐阜・関ヶ原両御陣之節御供仕候由承伝候
慶長14年	1609	西郷勘兵衛③	家督無相違三千五百石被仰付、侍組御預ケ被遊候

■一之先手備 (83騎)

年代	西暦	組頭名・代数	『由緒帳』の関係記事
慶長19・元和1年		木俣右京②	御先手組頭 (家老)
木俣常閑隠居の時		木俣半弥④	組頭又ハ役儀共ニ家督無相違 (家老)
宝永7年11月25日	1710	木俣清左衛門⑤	御役儀并士組不相替御預被遊 (家老)
正徳3年	1713	木俣清左衛門⑤	只今迄之八拾三騎士組人数不足之分、今度御改被遊、御判物頂戴仕候
享保19年9月10日	1722	木俣清左衛門⑥	父清左衛門江御預之士組直ニ御預、并伊賀組支配被仰付 (家老)
延享5年8月21日	1748	木俣右京⑦	父清左衛門江御預之士組直ニ御預、并伊賀組支配被仰付 (家老)
寛政9年2月29日	1797	木俣清左衛門⑧	亡父江御預之士組直ニ御預、并伊賀組支配被仰付 (家老)
文政3年2月15日	1820	木俣大隅⑨	士組直ニ御預之伊賀組支配被仰付 (家老)
嘉永4年2月2日	1851	木俣清左衛門⑩	士組御預・伊賀組支配被仰付 (家老)
文久2年8月27日	1862	木俣土佐⑪	士組御預ケ伊賀組支配被仰付 (家老)
文久3年2月28日	1863	木俣土佐⑪	武州横浜表江渡来之異人共打払候様被為蒙仰候ニ付、私家格之通、為御先手、御人数召連出致候様蒙仰、翌廿九日爰許致発足候 (家老)
慶応3年3月21日	1867	木俣土佐⑪	於御前附属并士組御替蒙仰候 (家老)
慶応4年閏4月15日	1868	木俣土佐⑪	御都合ニ寄、士組御預ケ御免、(下略) (家老)

■二之先手備 (83騎)

年代	西暦	組頭名・代数	『由緒帳』の関係記事
大坂陣後	1615	庵原助右衛門①	古長野十郎左衛門与同時ニ御家老役并侍之組頭被仰付、(家老)
家督相続之刻		庵原主税②	父子知行六千石、組共ニ被仰付 (家老)
直興様御代申之年		庵原助右衛門④	父家督無相違、組共ニ被仰付 (家老)
正徳3年5月5日	1713	庵原主税⑤	先規之通八十三騎士組御預被遊候由被仰付候 (家老)
享保6年3月5日	1721	庵原主税⑤	近年不行跡法外之儀在之ニ付、御科之趣御ヶ条書を以被仰出、御役儀・御知行御取上ケ、沢村角右衛門江御預ケ被遊候
享保6年4月15日	1721	長野十郎左衛門④	十郎左衛門組三拾七騎之人数ニ御増、八拾三騎士組被仰付候 (家老)
享保6年12月12日	1721	長野十郎左衛門⑤	父病死、跡職無相違五千石被下置候
享保11年9月9日	1726	長野十郎左衛門⑤	士組八拾三騎御預ケ被遊候 (家老)
宝暦4年6月5日	1754	長野伝蔵⑥	(父) 士組并御家老役御免、隠居被仰付、
宝暦4年7月28日	1754	庵原主税之助⑥	前々筋目を以、士組八十三騎御預ケ被遊候 (家老)
天明2年11月1日	1782	庵原助右衛門⑦	助右衛門江御預被置候士組茂直ニ御預ケ被遊、(家老)
享和2年1月19日	1802	庵原齋宮⑧	士組八十三騎組付被仰付候 (家老)
享和3年6月27日	1803	庵原齋宮⑧	士組御取上ケ急度閉門被仰付候。同年七月十八日閉門御免。
享和3年7月1日	1803	長野十郎左衛門⑦	士組八拾三騎御替御預ケ被仰付候 (家老)
文化4年12月3日	1807	長野十郎左衛門⑧	養父十郎左衛門江御預ケ置被遊候士組八拾三騎直御預被仰付 (家老)
文化5年12月7日	1808	長野十郎左衛門⑧	病死
文化6年1月23日	1809	庵原齋宮⑧	士組八十三騎御預ケ被仰付候 (家老)
文政11年6月10日	1828	庵原主税⑨	跡式無相違五千石
文政12年1月21日	1829	庵原主税⑨	士組八十三騎御預ケ被仰付候 (家老)
天保12年閏1月11日	1841	庵原虎吉⑩	跡式無相違五千石、
弘化2年10月8日	1845	庵原虎吉⑩	士組八十三騎御預被仰付候 (家老)
文久2年1月28日	1862	庵原助右衛門⑩	禁裏御守護三番手被仰付候 (家老)
文久2年9月13日	1862	長野治部⑪	士組八拾三騎ニ御組替被仰付候 (家老)

■後備 (37騎)

年代	西暦	組頭名・代数	『由緒帳』の関係記事
大坂陣後	1615	長野十郎左衛門①	古庵原助右衛門与同時ニ御家老役并侍之組頭被仰付 (家老)

延宝7年	1679	長野十郎左衛門③	当殿様、侍之組被仰付候(家老)
宝永4年2月11日	1707	長野十郎左衛門④	跡職無相違(中略)御家老御役并父十郎左衛門ニ被仰付置候通、土組をも御預ケ被遊(家老)
正徳3年5月10日	1713	中野助太夫④	只今迄之三拾式騎士組人数不足之分、今度御改被遊、御判物頂戴仕候
享保6年4月15日	1721	長野十郎左衛門④	十郎左衛門組三拾七騎之人数ニ御増、八拾三騎士組被仰付候(家老)
享保6年12月12日	1721	長野十郎左衛門⑤	父病死、跡職無相違五千石被下置候
享保7年11月15日	1722	西郷軍之介⑥	士組三拾七騎御預ケ被仰付候(家老)
享保20年10月19日	1735	西郷縫殿⑦	親跡式無相違三千五百石…
寛保3年7月20日	1743	西郷縫殿⑦	士組三拾七騎御預ケ被仰付候(家老)
寛延4年1月11日	1751	西郷孫太郎⑧	親跡式無相違三千五百石…
宝暦6年1月19日	1756	宇津木弥平太⑥	三十七騎士組御預ケ被仰付候(家老)
宝暦6年11月6日	1756	宇津木治部右衛門⑥	病死
宝暦9年4月16日	1759	脇五右衛門⑥	士組三十七騎ニ御組替被仰付候(家老)
明和5年6月15日	1768	脇五右衛門⑥	隠居
明和5年11月1日	1768	西郷主水⑧	士組三拾七騎御預ケ被仰付候(家老)
天明4年9月11日	1784	西郷勘兵衛⑨	親跡式無相違三千五百石…
天明6年閏10月5日	1786	長野十郎左衛門⑦	士組三拾七騎御組替被仰付、(家老)
享和3年7月1日	1803	長野十郎左衛門⑦	士組八拾三騎御組替御預ケ被仰付候(家老)
享和3年7月1日	1803	西郷藤左衛門⑨	士組三拾七騎御預ケ被仰付候(家老)
文政1年5月14日	1818	西郷孫太郎⑩	父病死、跡式無相違三千五百石…
文政3年7月11日	1820	長野民部⑨	士組三拾七騎御預ケ被仰付(家老)
文政3年12月19日	1820	長野民部⑨	御家老役并士組御免急度指控
文政4年4月21日	1821	宇津木兵庫⑨	士組三十七騎御組替御預被仰付候(家老)
天保15年12月10日	1844	宇津木对馬⑨	勝手向指問、身分伺、御家老役并士組御免、急度閉門被仰付候
弘化1年12月22日	1844	西郷伊予⑩	士組三十七騎御組替被仰付(家老)
嘉永5年4月26日	1852	西郷軍之助⑪	(父伊予隠居)是迄伊予江御預ケ被置候士組其儘御預被仰付候(家老)
嘉永6年8月27日	1853	長野治部⑪	士組三拾七騎御組替被仰付候(家老)
文久2年9月13日	1862	新野左馬助①	三十七騎士組御組替御預被仰付候…(家老)
慶応1年閏5月13日	1865	新野左馬助①	士組三拾六騎与御組替御預ケ被仰付候…(家老)
慶応1年閏5月13日	1865	小野田小一郎①	士組三拾七騎御預ケ被仰付候(家老)
慶応1年7月5日	1865	小野田小一郎①	軍事御用掛り被仰付候(家老)
慶応1年11月24日	1865	長野治部⑫	士組御預ケ被仰付候(家老)
慶応3年8月15日	1867	小野田小一郎①	士組御組替被仰付候(家老)
慶応3年8月15日	1867	長野治部⑫	御都合二寄、士組御預ケ御免、…
慶応4年閏4月15日	1868	長野治部⑫	士組御預ケ被仰付、御家老次席与被仰付候(家老)

## ■左備(32騎)

年代	西暦	組頭名・代数	『由緒帳』の関係記事
大坂陣後	1615	中野助太夫②	父隠居、千八百石拝領、其上組三拾三騎被仰付(家老)
寛文1年	1661	脇五右衛門②	侍大将組四拾人被仰付候(家老役同前)
寛文4年	1664	脇五右衛門③	親五右衛門門病死仕、家督四千石并侍大将組・御家老役無相違被仰付候
元禄12年9月1日	1699	中野三季之介④	父助太夫(③)ニ御預ケ之侍組被仰付候(家老)
正徳3年5月10日	1713	中野助太夫④	只今迄之三拾式騎士組人数不足之分、今度御改被遊、御判物頂戴仕候
享保7年6月8日	1721	中野三季之助⑤	父隠居、家督無相違三千五百
享保16年1月11日	1731	中野助太夫⑤	代々之通、士組三拾式騎御預ケ被遊候(家老)
享保20年2月23日	1735	中野助太夫⑤	士組三拾式騎御組替被仰付候(家老)
寛保2年5月22日	1742	中野小三郎⑥	父助太夫病死、同年七月十三日、跡式無相違三千五百石…
寛保3年7月20日	1743	脇五右衛門⑥	士組三拾式騎御預ケ被仰付候(家老)
宝暦9年4月16日	1759	脇五右衛門⑥	士組三十七騎ニ御組替被仰付候(家老)
宝暦9年4月16日	1759	中野小三郎⑥	士組三拾式騎御預ケ被遊候(家老)
安永5年9月15日	1776	中野小三郎⑥	病死
安永5年11月15日	1776	宇津木兵庫⑦	士組三拾式騎御預ケ被仰付候(家老)
天明2年7月20日	1782	宇津木兵庫⑦	病氣ニ付、御役儀御免、御預之士組茂御免
天明2年7月1日	1782	長野百次郎⑦	士組三拾式騎御預被遊、御判物被下置候(家老)
天明6年閏10月5日	1786	長野十郎左衛門⑦	士組三拾七騎御組替被仰付(家老)
天明6年閏10月14日	1786	脇伊織⑦	士組三拾式騎御預ケ被仰付候(家老)
文化7年7月10日	1810	脇内記⑦	御家老并御武役難相勤恐入大役願書指出、願之通御免被仰付
文化8年1月11日	1811	長野民部⑨	士組三拾二騎御預被遊、御判物被下置候(家老)
文化14年9月3日	1817	長野民部⑨	先達而御役儀御免指控被仰付、(中略)士組急度指控被仰付、
文化15年1月16日	1818	小野田小一郎⑨	士組三拾式騎御預ケ被仰付候(家老)

近世大名家臣団の官僚制と軍制

天保11年11月9日	1840	小野田小一郎⑨	隠居
天保11年12月晦日	1840	西郷伊予⑩	土組三拾二騎御預ケ被遊候段(家老)
弘化1年12月22日	1844	西郷伊予⑩	土組三十七騎御組替被仰付(家老)
弘化2年2月15日	1845	中野若狭⑩	土組三拾式騎御預ケ被仰付(家老)
嘉永2年10月2日	1849	中野助太夫⑩	病死
嘉永6年8月27日	1853	新野左馬助①	三拾式騎組付被仰付候(家老)
文久2年9月13日	1862	新野左馬助①	三十七騎土組御組替御預被仰付候(家老)
文久2年9月24日	1862	小野田小一郎⑪	土組三拾式騎御預ケ被仰付候(家老)
文久3年3月16日	1863	小野田小一郎⑪	御家老役并御預ケ被置候土組御指免
文久3年4月1日	1863	宇津木兵庫⑩	土組三拾式騎御預被仰付候(家老)
文久3年12月24日	1863	宇津木大三郎(⑩悴)	若州援兵之心得二而式拾騎一備之隊長被仰付、異変之節者何時茂出發相成候様用意罷在候様被仰付候
元治1年8月晦日	1864	貫名茂代治①	土組三拾式騎御預被仰付候(家老)
慶応1年7月8日	1865	貫名茂代治①	軍事御用掛り被仰付候(家老)
慶応2年10月17日	1866	貫名茂代治①	銃隊御用掛り被仰付候(家老)
慶応3年8月15日	1867	貫名茂代治①	土組御組替九拾壹騎御預被仰付候(家老)
慶応1年閏5月13日	1865	宇津木兵庫⑩	土組御組替被仰付候(家老)
慶応3年8月15日	1867	宇津木兵庫⑩	御都合二寄、土組御預り御免、…

■右備(32騎)

年代	西暦	組頭名・代数	『由緒帳』の関係記事
寛永7年	1630	印具徳右衛門②	侍之組頭被仰付、中老二而御奉公仕候(中老)
寛文1年	1661	印具徳右衛門③	侍之組頭被仰付候
正徳3年5月10日	1713	印具徳右衛門④	三十二騎土組御預ケ被遊候由被仰付候
享保7年11月15日	1722	宇津木治部右衛門⑤	土組三拾式騎御預ケ被仰付候(家老)
享保19年6月4日	1734	宇津木治部右衛門⑤	病氣隠居
享保20年2月23日	1735	印具奎⑤	年比ニも相成、代々筋目茂在之段被仰立、土組三拾式騎被仰付候
寛延3年1月13日	1750	印具奎⑤	病死
宝暦4年6月24日	1754	印具徳右衛門⑥	三拾式騎土組御預ケ被仰付候
安永10年2月晦日	1781	印具徳右衛門⑥	隠居
天明4年1月11日	1784	中野三季之介⑧	土組三拾式騎御預ケ被遊候(中老→家老)
寛政4年11月18日	1792	中野三季之介⑧	病死
寛政5年5月3日	1793	三浦内膳⑧	土組三拾式騎、今度組附二御定被仰付候(家老)
寛政11年7月27日	1799	三浦内膳⑧	御役儀御免・御預ケ之土組御取上…
寛政12年1月22日	1800	印具徳右衛門⑦	土組三拾式騎御預ケ被遊候(中老)
文化1年8月20日	1804	印具徳右衛門⑦	病死
文化1年11月15日	1804	中野助太夫⑨	土組三拾式騎御預ケ被遊候(家老)
文化13年10月9日	1817	中野助太夫⑨	身分伺い、御役儀・土組共御免
文政1年6月21日	1818	宇津木兵庫⑨	先規之通、土組三拾式騎御預ケ被仰付候(家老)
文政4年4月21日	1821	宇津木兵庫⑨	土組三十七騎御組替御預被仰付候(家老)
文政4年4月21日	1821	横地佐平太⑦	土組三拾式騎御預ケ被仰付候(家老)
天保3年9月29日	1832	横地佐平太⑦	病死
天保5年1月19日	1834	長野伊豆⑩	土組三拾式騎御預ケ被仰付候(家老)
天保12年閏1月7日	1841	長野伊豆⑩	土組八拾三騎御組替被仰付候(家老)
天保12年2月27日	1841	三浦内膳⑩	土組三拾式騎御預ケ被仰付候(家老)
嘉永2年6月1日	1849	三浦内膳⑩	隠居
嘉永3年1月20日	1850	宇津木対馬⑨	土組三拾式騎御預被仰付候…(家老)
嘉永3年9月1日	1850	宇津木対馬⑨	御役儀・土組・御知行御取上
嘉永4年7月21日	1851	小野田小一郎⑩	元宇津木対馬江御預ケ之土組三拾式騎御預被仰付候(家老)
安政1年6月15日	1854	小野田小一郎⑩	隠居
安政2年8月1日	1855	三浦内膳⑪	土組三拾式騎御預ケ被仰付候(家老)
安政7年1月17日	1860	三浦内膳⑪	禁裏守護二付、異変之模様ニ寄急発仕候様、兼而覚悟可罷在旨被仰付候
文久2年7月22日	1862	三浦内膳⑪	病氣隠居
文久2年7月28日	1862	脇五右衛門⑨	土組三拾式騎御預ケ被仰付候(家老)
文久3年9月19日	1863	三浦与右衛門⑪(再勤)	和州一揆為追討御中軍之御人数召連…(文久3年8月、家老再役)
慶応3年4月4日	1867	脇五右衛門⑨	病氣隠居
慶応2年10月17日	1866	貫名茂代治①	銃隊御用掛り被仰付候(家老)
慶応3年8月15日	1867	貫名茂代治①	土組御組替九拾壹騎御預被仰付候(家老)
慶応1年閏5月13日	1865	宇津木兵庫⑩	土組御組替被仰付候(家老)
慶応3年8月15日	1867	宇津木兵庫⑩	御都合二寄、土組御預り御免、…

\* 『侍中由緒帳』1～3をもとに作成。

表② 小手分頭補任一覧

年 代	西 曆	組頭名・代数	『由緒帳』の関係記事
文化6年1月27日	1809	宇津木主馬介⑨	当巳年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
文化6年1月27日	1709	印具鼎三郎⑧	当巳年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
文化6年12月26日	1809	広瀬左馬助⑩	来午年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
文化7年12月19日	1810	戸塚左大夫⑧	来未年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
文化7年12月19日	1810	松平倉之介⑦	来未年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
文化8年12月12日	1811	三浦松五郎⑩	来申年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
文化8年12月12日	1811	横地佐平太⑦	来申年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
文化9年3月11日	1812	岡本半介⑩	来酉年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
文化9年12月25日	1812	脇伊織⑧	来酉年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
文化10年12月24日	1813	宇津木兵庫⑨	来戌年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
文化10年12月24日	1813	印具刑部⑧	来戌年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
文化11年12月晦日	1814	三浦内膳⑩	来亥年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
文化13年2月27日	1816	岡本半介⑩	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
文化13年2月27日	1816	脇伊織⑧	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
文化14年1月11日	1817	横地佐平太⑦	今年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
文化14年1月11日	1816	印具文庫⑧	今丑年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
文化15年1月16日	1818	中野邦之進⑩	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
文化15年1月16日	1818	三浦内膳⑩	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
文政2年1月11日	1819	長野民部⑨	当年中小手分頭被仰付候
文政2年1月11日	1819	西郷孫太郎⑩	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老役)
文政3年1月11日	1820	岡本織部⑪	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
文政3年1月11日	1820	松平倉之介⑦	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
文政4年1月11日	1821	中野邦之進⑩	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
文政4年1月11日	1821	脇伊織⑧	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
文政5年1月24日	1822	西郷伊予⑩	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老役)
文政5年1月24日	1822	戸塚佐太夫⑧	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
文政6年1月11日	1823	長野民部⑨	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
文政6年1月11日	1823	三浦内膳⑩	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
文政6年4月19日	1823	松平倉之介⑦	当年中長野美濃代り、式拾騎一備之小手分頭被仰付候
文政7年1月23日	1824	長野十太郎⑩	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
文政7年1月23日	1824	中野邦之進⑩	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
文政8年1月11日	1825	戸塚佐太夫⑧	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
文政8年1月11日	1825	松平倉之介⑦	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
文政9年1月21日	1826	岡本織部之介⑫	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
文政9年1月21日	1826	脇伊織⑧	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
文政10年1月24日	1827	三浦内膳⑩	来亥年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
文政10年1月24日	1827	広瀬左馬助⑪	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
文政11年1月11日	1828	長野十太郎⑩	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
文政11年1月19日	1828	中野邦之進⑩	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
文化11年12月晦日	1813	松平倉之介⑦	来亥年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
文政12年1月21日	1829	戸塚佐太夫⑧	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
文政12年1月21日	1829	松平倉之介⑦	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
文政13年1月24日	1830	岡本半介⑫	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
文政13年1月24日	1829	脇伊織⑧	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
文政13年7月1日	1830	広瀬左馬助⑪	当年中脇伊織代り小手分年番被仰付候
天保2年1月11日	1831	中野三季介⑩	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
天保2年1月11日	1831	松平倉之介⑧	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
天保3年1月21日	1832	新野左馬助①	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
天保3年1月21日	1832	戸塚佐太夫⑧	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
天保4年1月21日	1833	脇伊織⑧	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
天保4年1月21日	1833	横地貞之介⑧	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
天保4年3月16日	1833	広瀬左馬助⑪	当年中脇伊織代り小手分頭被仰付候
天保5年1月21日	1834	中野若狭⑩	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
天保5年1月21日	1834	岡本半介⑫	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
天保6年1月11日	1835	新野左馬助①	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
天保6年1月21日	1835	戸塚左大夫⑧	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
天保7年1月19日	1836	脇伊織⑧	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
天保7年1月19日	1836	松平倉之介⑧	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
天保8年1月21日	1837	中野若狭⑩	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
天保8年1月21日	1837	戸塚左大夫⑧	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
天保8年4月10日	1837	戸塚左大夫⑧	江戸詰被仰付候二付、小手分頭御免被仰付候 (中老)
天保8年4月10日	1837	新野左馬助①	当年中戸塚左太夫代式拾騎一備之小手分頭被仰付候
天保9年1月20日	1838	岡本半介⑫	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
天保9年1月20日	1838	脇伊織⑧	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)

近世大名家臣団の官僚制と軍制

天保10年1月22日	1839	中野若狭 <sup>⑩</sup>	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
天保10年1月22日	1839	松平倉之介 <sup>⑧</sup>	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
天保11年1月21日	1840	新野左馬助 <sup>①</sup>	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
天保11年1月21日	1840	印具寿之介 <sup>⑩</sup>	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
天保12年1月21日	1841	岡本半介 <sup>⑫</sup>	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
天保12年1月21日	1841	脇伊織 <sup>⑧</sup>	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
天保13年1月21日	1842	松平倉之介 <sup>⑧</sup>	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
天保13年1月21日	1842	新野左馬助 <sup>①</sup>	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
天保13年2月23日	1842	新野左馬助 <sup>①</sup>	病氣ニ付願之通、小手分頭御免被仰付候
天保13年2月23日	1842	印具寿之介 <sup>⑩</sup>	新野大隅代式拾騎一備之小手分頭被仰付候
天保14年1月11日	1843	小野田甚之介 <sup>⑩</sup>	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
天保14年1月11日	1843	新野左馬助 <sup>①</sup>	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
天保15年1月20日	1844	岡本半介 <sup>⑫</sup>	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
天保15年1月20日	1844	印具寿之介 <sup>⑩</sup>	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
弘化2年1月11日	1845	脇藏人 <sup>⑨</sup>	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
弘化2年1月11日	1845	戸塚左太夫 <sup>⑨</sup>	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
弘化2年8月22日	1845	戸塚常五郎 <sup>⑩</sup>	養父左太夫隠居被仰付候ニ付、小手分頭其假相勤候様被仰付候
弘化3年1月19日	1846	長野野之進 <sup>⑪</sup>	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老役)
弘化3年1月19日	1846	新野左馬助 <sup>①</sup>	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
弘化4年1月11日	1847	印具寿之介 <sup>⑩</sup>	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
弘化4年1月11日	1847	西山内藏允 <sup>⑨</sup>	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
弘化4年2月21日	1847	松平倉之介 <sup>⑧</sup>	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
弘化5年3月24日	1848	戸塚常五郎 <sup>⑩</sup>	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
嘉永2年1月20日	1849	脇藏人 <sup>⑨</sup>	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
嘉永3年1月15日	1850	三浦内膳 <sup>⑪</sup>	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
嘉永4年1月22日	1851	宇津木兵庫 <sup>⑩</sup>	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
嘉永5年1月11日	1852	中野小三郎 <sup>⑪</sup>	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (中老)
嘉永6年1月20日	1853	横地尚藏 <sup>⑨</sup>	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
嘉永7年1月21日	1854	西郷孫太郎 <sup>⑫</sup>	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候 (御用番手伝・弘道館頭取)
嘉永7年1月21日	1854	松平倉之介 <sup>⑨</sup>	当年中式拾騎一備之小手分頭被仰付候
嘉永7年6月19日	1854	西郷孫太郎 <sup>⑫</sup>	式拾騎一備之小手分組、拾騎御増、三拾騎ニ被仰付候
嘉永7年6月19日	1854	松平倉之介 <sup>⑨</sup>	当年中式拾騎一備之小手分組拾騎御増、三拾騎一備ニ被仰付候
嘉永7年9月4日	1854	西郷孫太郎 <sup>⑫</sup>	三拾騎一備之小手分頭被仰付候 (当役之上、御中老)
嘉永7年9月4日	1854	貫名茂代治 <sup>①</sup>	当中西郷孫太郎代り、三拾騎一備之小手分頭被仰付候
嘉永7年9月4日	1854	松平倉之介 <sup>⑨</sup>	小手分頭年番御免被仰付候

\* 『侍中由緒帳』 1～5をもとに作成。

表③ 京都守護年番補任一覧

年代	西暦	組頭名・代数	組名
嘉永7年2月22日	1854	新野左馬助①	京都御守護之儀ニ付、自然異変等有之節者、小手分一番二番之両隊出張致し、三番手出張之場ニ及候ハ、同席ニも御人数召連可罷越儀与思召候、弥罷越候様之義有之節者、私出張致候様思召候ニ付、無急度心得迄ニ御内意被仰出候…(家老…左備)
嘉永7年6月19日	1854	新野左馬助①	京都御守護三番手被仰付…(家老・左備)
安政2年7月1日	1855	中野小三郎⑪	京都禁裏御守護三番手被仰付候(家老)
安政4年1月11日	1857	貫名茂代治①	式番手御備組頭被仰付候
安政4年1月11日	1857	脇五右衛門⑨	京都御守護ニ付異変之節御模様ニ寄急発被仰付候(家老)
安政4年5月1日	1857	広瀬美濃⑫	式番手御備組頭被仰付候
安政4年9月11日	1857	横地佐平太⑨	二番手御備組頭被仰付候
安政5年3月2日	1858	印具徳右衛門⑪	二番手御備組頭被仰付候
安政5年9月5日	1858	松平倉之介⑨	二番手御備組頭被仰付候
安政6年1月17日	1859	新野左馬助①	京都御守護三番手被仰付…(家老)
安政6年3月2日	1859	戸塚左大夫⑪	二番手御備組頭被仰付候
安政7年3月17日	1860	横地佐平太⑨	三番手年番被仰付候
万延1年4月4日	1860	横地佐平太⑨	三番手年番御免被仰付候
万延1年6月6日	1860	広瀬美濃⑫	式番手御備組頭被仰付候
万延1年9月19日	1860	宇津木兵庫⑩	二番手御備組頭被仰付候
文久1年9月4日	1861	沢村角右衛門⑪	二番手御備組頭被仰付候
文久2年3月晦日	1862	再興初代河手主水	二番手御備組頭被仰付候
文久2年4月8日	1862	西郷新之丞⑬	式番手御備組頭被仰付候
文久2年□月	1862	三浦内膳⑫	禁裏御守護二番手被仰付候
文久3年6月4日	1863	再興初代河手主水	禁裏為御守衛兵士指出候様被仰出候ニ付、土頭ニ被仰付候

\* 『侍中由緒帳』1～5をもとに作成。

表④ 御備定大方

備名	諸武具名	員数	但書・注記
御旗本	井桁御圍居	1本	
	数旗	25本	但、時宜ニヨリテ諸手へ配分増加アルヘシ
	長柄鎗	120本	但、不残旗本ニアリ、不時ノ配分ハ各別也
	弓足軽	20人×4組(80張)	
御先手2備	鉄砲足軽	40人×5組(200挺)／50人×1組(50挺)／30人×7組(210挺)	内、五十人組ト弓一組ヲ以テ御馬廻リ御持足軽ト定ム、又四十人五組ヲ常式御先足軽ト定ム、残テ三十人七組・弓三組ハ常式御旗本ニヲキ、時宜ニ因テハ、御先手、其外諸手へ増加モ有ヘシ、或ハ衛ニ因、伏弓・伏鉄砲ニ用之、若又御留守ニ可指置モ、此七組ノ内也
	道押之節、事前役ノ義アルヘシ、 数旗	30本	又誰ハ一之先、誰ハ二ノ先ト、常ニ極テモ然ルヘキカ 但、一隊ヘ十五本ツ、也
	長柄鎗	60本または70本	但、一隊ヘ三十本或ハ三十五本ツ、也、皆御家中ヨリ出ル役長柄也、士大将ヲ除キ、凡百本余モ可有之、但、其組下諸士ノ役長柄ハ、其組頭へ出シ付キ申也
	弓足軽	20人×2組(40張)	但、一隊ヘ一組ツ、也
羽翼・殿3備	鉄砲足軽	30人×12組(360挺)	但、一隊ヘ六組、百八十挺ツ、也、此上ニモ御先ニ鉄砲数在テ宜キトキハ、御旗本ヨリ増加アルヘシ、又其組下諸士ノ役筒・役弓、其組々へ出シ申ヘシ、又弓ノ事大事ノ退口ナトニ能用ユレハ、利用多ヨシ、御旗本ヨリ弓組御手遣ヒモ可有之時ニアタリテノ見積肝要ノ事也
	数旗	15本	但、一隊ヘ五本ツ、也
	長柄鎗	30本または45本	但、一隊ヘ十本或ハ十五本ツ、也、役長柄也、前二同
	弓足軽	0組	配分ナシ、常格略也
	鉄砲足軽	30人×3組(90挺)または30人×6組(180挺)	但、一隊ヘ一組ツ、也、時宜ニヨリ二組モ配分ノ事アルヘキカ、此上其組ノ役弓・役筒、又御旗本組ノ役弓・役筒、右ノ三組へ付ケ申ヘシ、御家ノ鉄砲足軽ハ騎馬数ヨリ多キ由申伝候、甲州ナトニテモ五十騎一備ヘ廿五人組二組、強テ三組ヨリハ割定メ無之由申習候、鉄砲数利用アルヘキ時ハ、御旗本ヨリ不時ニ増加可有之、定式一組、或ハ二組、是ヲ定メ申ベシ

表⑥ 備別主要「御役割」編成（寛政5年）

■一之先手備

役名	頭名	石高	数	備考
士大将	木俣土佐	10000	1	役騎馬19・役鉄砲20・役弓10・役長柄20以下、都合368人連。
母衣役	三浦与惣右衛門、他2人	350~300	3	
鉄砲足軽40人組物頭	佐成左太右衛門	400	1	善利橋十二丁目、寛政2年7月11日~寛政10年12月23日在任。
鉄砲足軽30人組物頭	小泉弥一右衛門	300	1	上組二丁目、安永8年~寛政7年在任。
鉄砲足軽30人組物頭	吉川軍左衛門	400	1	巡礼海道より下へ十二丁目、安永8年~寛政12年在任。
鉄砲足軽30人組物頭	高橋新五左衛門	350	1	善利橋三丁目、天明元年~寛政10年在任。
弓足軽20人組	三浦弥平次	300	1	善利橋一丁目南、寛政4年~寛政6年在任。
鎗奉行	細江岩之進・三浦左膳	350・300	2	鳥毛中間小頭2人、鳥毛中間60人組1組が附属。
旗奉行	杉原三平・荒居治太夫	各400	2	旗指10人、七十人歩行10人が附属。
使番	神尾惣八郎、他5人	各300	6	
軍奉行	木俣半弥	1000	1	伊賀衆支配、但同役庵原主税助と隔番に務める。
目付役	岡村玄之丞・松居善三郎	150・100	2	
陣場奉行	小幡二良八・只木次郎右衛門	各300	2	
組頭	勝源次郎	1000	1	役騎馬1・役鉄砲2・役弓1・役長柄2以下、都合20人連。
物頭加役	稲垣弥五右衛門、他15人	250~150	16	
戦士五長	伊東専左衛門、他11人	150~130	12	
戦士	刑部留三郎、他48人	150~50	49	
小荷駄頭	岡嶋丹藏・山本権左衛門	180・150	2	
役鉄砲19人之頭	土田甚五郎	300	1	
役鉄砲卒19人之頭	加西俊之丞	300	1	
役弓卒13人之頭	大久保権内	250	1	
役長柄卒24人之頭	閑野惣太夫	250	1	

■二之先手備

役名	頭名	石高	数	備考
士大将	庵原助右衛門	6000	1	役騎馬11・役鉄砲12・役弓6・役長柄12以下、都合232人連。
母衣役	脇十次右衛門、他2	各300	3	
鉄砲足軽40人組物頭	藤田四郎左衛門	450	1	善利橋九丁目南、寛政3年1月11日~文化元年9月22日在任。
鉄砲足軽30人組物頭	丸山一太夫	350	1	切通組之内南、天明3年~寛政9年在任。
鉄砲足軽30人組物頭	朝比奈藤右衛門	700	1	中組西町南、天明4年~寛政6年在任。
鉄砲足軽30人組物頭	大久保藤介	150	1	善利橋四丁目、安永5年~寛政8年在任。
弓足軽20人組	河北庄兵衛	400	1	善利橋五丁目、寛政4年6月13日~寛政6年6月23日在任。
鎗奉行	吉用徳之丞・庵原奥左衛門	各400	2	鳥毛中間小頭2人、鳥毛中間60人組1組が附属。
旗奉行	宇津木隼人・小林二左衛門	700・600	2	旗指10人、七十人歩行10人が附属。
使番	小野田小助、他5人	400~250	6	
目付役	内山治右衛門・西村半太夫	150・100	2	
陣場奉行	本城差右衛門・水上清蔵	各300	2	普請手代2、鋤之者20人、右之夫2、普請方荒道具入長持2、右長持持夫8、駄馬2、口付2、ノ34人が附属。
組頭	藤田右衛門次	1000	1	役騎馬1・役鉄砲2・役弓1・役長柄2以下、都合20人連。
物頭加役	宇多弥三、他14人	200~150	15	
戦士五長	大久保新兵衛、他12人	150~100	13	
戦士	竹居龍之進、他	100~50	51	
小荷駄頭	伊藤利八・高杉喜左衛門	各150	2	
役鉄砲卒24人之頭	安東長次郎	200	1	* 役鉄砲卒24人が附属。
役弓卒9人之頭	佐成源五兵衛	200	1	* 役弓卒9人が附属
役長柄卒20人之頭	川手惣太夫	200	1	* 役長柄卒20人が附属

■左備

役名	頭名	石高	数	備考
士大将	脇伊織	3500	1	役騎馬6・役鉄砲7・役弓3・役長柄7以下、都合141人連。
使番（三百石並）	加田孫兵衛、他5人	200~150	6	
鉄砲足軽40人組物頭	八木原太郎右衛門	400	1	善利橋十一丁目、寛政4年1月20日~寛政12年11月28日在任。
鉄砲足軽30人組物頭	本多七左衛門	500	1	上組五丁目、天明7年~享和2年在任。
弓足軽20人組	石原甚五左衛門	500	1	善利橋一丁目北、寛政4年~寛政7年在任。
鎗奉行（三百石並）	安戸四郎左衛門	250	1	鳥毛中間小頭1人、鳥毛中間30人組1組が附属。

旗奉行	大久保孫左衛門	300	1	旗指小頭 1 人、旗指 5 人、七十人歩行 5 人が附属。
陣場奉行	大久保専介	150	1	普請手代 1、鍬之者 10 人、鍬之者之夫 1、普請方荒道具入長持 1、右長持持夫 4、駄馬 1、口付 1、ノ 34 人が附属。
組頭	大野弥次郎	300	1	
物頭加役	上田彦四郎、他 8 人	100~80	9	
戦士五長	内田源太右衛門、他 3 人	各 70	4	
戦士	竹居籠之進、他 14 人	70~50	15	
小荷駄頭	一瀬伴次	120	1	

## ■右備

役 名	頭 名	石高	数	備 考
士大将	三浦内膳	2500	1	役騎馬 4・役鉄砲 5・役弓 2・役長柄 5 以下、都合 104 人連。
使番(三百石並)	西堀太郎左衛門、他 5 人	200~150	6	
鉄砲足軽 30 人組物頭	今村十郎右衛門	300	1	切通組之内中、天明 8 年~寛政 10 年在任。
鉄砲足軽 30 人組物頭	浅村理兵衛	450	1	中組東丁之内北、天明 7 年~寛政 10 年在任。
弓足軽 20 人組権物頭	今村源之進	300	1	正規の物頭ではない「権物頭」。役弓足軽 20 人が附属。
鎗奉行	中川治部大夫	250	1	鳥毛中間小頭 1 人、鳥毛中間 30 人組 1 組が附属。
旗奉行	沢村龍五郎	450	1	旗指小頭 1 人、旗指 5 人、七十人歩行 5 人が附属。
陣場奉行	吉川藤之丞	150	1	普請手代 1、鍬之者 10 人、鍬之者之夫 1、普請方荒道具入長持 1、右長持持夫 4、駄馬 1、口付 1、ノ 34 人が附属。
組頭	鈴木善太夫	350	1	
物頭加役	青山勝太郎、他 7 人	150~100	8	
戦士五長	羽田久弥、他 3 人	各 100	4	
戦士	竹居籠之進、他 11 人	80~50	12	
小荷駄頭	一瀬伴次	120	1	

## ■旗本備

役 名	頭 名	石高	数	備 考
母衣役	増田雅四郎、他 5 人	300~200	6	
鉄砲足軽 40 人組御用人物頭	三浦九右衛門	700	1	巡礼海道より下へ七丁目、天明 4 年~寛政 6 年在任。
鉄砲足軽 40 人組御用人物頭	正木舎人	1000	1	池洲組カ、寛政 4 年 6 月 28 日~寛政 6 年 4 月 1 日在任。
鉄砲足軽 30 人組御側役物頭	鈴木平兵衛	500	1	善利橋十三丁目北、天明 8 年 3 月 14 日~寛政 6 年 4 月 1 日在任。
弓足軽 20 人組物頭	西堀才介	600	1	善利橋十五丁目北、寛政 5 年 8 月 7 日~寛政 10 年 1 月 19 日在任。
長柄中間 60 人組鎗奉行	沢村角右衛門・日下部三郎右衛門	2000・500	2	長柄中間小頭 4 人、長柄中間 60 人組 2 組が附属。
役長柄与力	三居孫太夫・一色三郎兵衛	150・100	2	
旗奉行	広瀬郷左衛門・吉用隼丞代り志人	1500・-	2	纏指 2 人、旗指小頭 2 人、旗指 20 人、七十人歩行 20 人が附属。
組子 24 騎番頭	西郷勘兵衛	3500	1	役騎馬 6・役鉄砲 7・役弓 3・役長柄 7、役騎馬下人 26/玉葉持 1/矢箱持 1/三器小頭 3/三器郷夫 3 などを共連。
戦士	伊丹七兵衛(儀左衛門惣領)他 23 騎		24	
組子 24 騎番頭	中野助太夫	3500	1	役騎馬 6・役鉄砲 7・役弓 3・役長柄 7、役騎馬下人 26/玉葉持 1/矢箱持 1/三器小頭 3/三器郷夫 3 などを共連。
戦士	八田鍋之介(四郎兵衛惣領)他 23 騎		24	
組子 26 騎番頭	横地熊吉	2500	1	役騎馬 3・役鉄砲 4・役弓 2・役長柄 4、役騎馬下人 16/玉葉持 1/矢箱持 1/三器小頭 1/三器郷夫 1 などが附属。
戦士	村山千蔵(岡沢多左衛門惣領)他 25 騎		26	
組子 20 騎番頭	戸塚左馬之進	2000	1	役騎馬 3・役鉄砲 4・役弓 2・役長柄 4、役騎馬下人 16/玉葉持 1/矢箱持 1/三器小頭 1/三器郷夫 1 などを共連。
戦士	奥山佐久間他 19 騎		20	
組子 19 騎番頭	吉用権六	1700	1	役騎馬 2・役鉄砲 3・役弓 1・役長柄 3、役騎馬下人 11/三器小頭 1/三器郷夫 1 などを共連。
戦士	山田牧太他 18 騎		19	
鉄砲足軽 50 人組持筒頭・評定役兼帯	今村平次	550	1	善利橋八丁目、寛政 2 年 1 月 11 日~寛政 13 年 6 月在任。
弓足軽 20 人組持弓頭	加藤彦兵衛	300	1	上組一丁目、明和 3 年~寛政 12 年在任。

近世大名家臣団の官僚制と軍制

鳥毛中間30人支配持鎗奉行	三浦松次郎・大久保新右衛門	1200・500	2	鳥毛中間小頭2人、鳥毛中間30人組2組が附属。
軍監	岡本半介	1000	1	騎馬1・鉄砲2・弓1・長柄2など20人共連。
千石並軍監	岡本半之丞	惣領	1	
千石並軍評定役・物見役兼	三浦於免吉、他5人	惣領	6	
用人代り・取次役兼	石居市之丞	1500	1	騎馬2・鉄砲3・弓1・長柄など31人を共連。
母衣役用人、小道具預り・取次・歩行頭	西山内蔵允	1300	1	馬役、西山内蔵允組付御先番之歩行4人、馬験付10人が附属。
用人取次、口番之騎馬徒之頭	内藤五郎左衛門	800	1	内藤五郎左衛門組口番之騎馬徒29人、(御馬所)御馬取4人が附属。
三百石並御側役・評定役兼	小沢作左衛門・横内圓次	150・200	2	
御小納戸役	藤田勝右衛門・今村平吾	400・100 俵8人扶持	2	
御小姓御番頭綏之介様御附人	奈越江忠蔵	150	1	
御用役3人	宮崎音人、他2人	100~50	3	
御櫛役3人	勝廣介、他2人	150・100	2	
母衣役用人、取次・歩行頭	西尾治部之介	600	1	西尾治部之介組相番之歩行14人が附属。
軍奉行・伊賀衆支配	庵原主税助	1000	1	「但し、同役木俣半弥代へ隔番ニ御先手式備之内江加り、勝利評定両将之内御用等有之者、直ニ諸物頭組子之衆懇引下知致候様可被仰付事、御側ニ吾人罷在、惣軍之仕置ヲ司り、本大将諸手御巡見之節者、御床机代り可被仰付事」
二百石並目付役	後藤弥三右衛門・大家加兵衛	130・100	2	
用人取次・非番騎馬徒之頭	増田治部右衛門	2000	1	役騎馬3・役鉄砲4・役弓2・役長柄4、役騎馬下人16(6)/玉葉持1/矢箱持1/三器小頭1/三器郷夫1を共連。増田治部右衛門組非番組御切米取俵子23人を支配。
母衣役	小野田小一郎、他5人	1500~300	6	
御小姓御番頭勇吉様御附人	山下兵五郎	150	1	勇吉様御賄・御近習兼、御歩行4人他が附属。
勇吉様副将	奥山六左衛門	700	1	役鉄砲1・役長柄2・役弓1などを共連。勇吉様御組御小姓組二番21人が附属。
御小納戸役	日下部主膳	100表8人扶持	1	
右筆役・首奉行兼	木村半八、他2人	150~70 俵6人扶持	3	
右筆役	真野善次、他2人	250~100	3	
賄役	上田源右衛門、他3人	各100	4	
鉄砲足軽30人組御側役物頭	今村市之進	300	1	善利橋十三丁目南、寛政元年4月25日~享和2年6月2日在任。
鉄砲足軽30人組御側役物頭	酒居三郎兵衛	450	1	巡礼海道より下へ九丁目、天明6年~享和元年在任。
普請奉行	所藤内・杉原重太夫	各300	2	普請手代4人、鋏之者50人を附属。
普請奉行加役	増島固右衛門、他3人	250~150	4	
作事奉行	向坂市右衛門、他5人	200~100	6	大工棟梁10人、同肝煎10人、平大工50人などが附属。
舟奉行	片岡一郎兵衛	200	1	水主小頭2人、水主40人などが附属。
御旗本小荷駄奉行	佐藤孫兵衛・川手七左衛門	150・100	2	「右両人、御旗本組小荷駄257疋支配、外ニ儒者・医者・茶道頭乗懸馬18疋共」
三百石並役鉄砲之頭	埴谷三郎左衛門	150	1	手代、大身之役足軽之内2人、卒33人が附属。
三百石並役鉄砲之頭	杉山伝右衛門	150	1	手代、大身之役足軽之内2人、卒33人が附属。
六百石並役鉄砲足軽30人組御用人物頭	後閑新兵衛	300	1	善利橋六丁目南、寛政2年9月7日~寛政11年9月在任。
目付役	桜居彦太夫・大久保平介	各200	2	

■後備

役名	頭名	石高	数	備考
士大将	長野十郎左衛門	4000	1	役騎馬7・役鉄砲8・役弓4・役長柄8以下、都合171人連。
使番・使番(三百石並)	長野十之丞、他5人	300~200	6	
鉄砲足軽30人組物頭	脇源太兵衛	350	1	上組三丁目、寛政4年~寛政11年在任。
鉄砲足軽30人組物頭	山田甚五右衛門	300	1	善利橋十丁目、寛政3年1月11日~文化8年1月26日在任。

役弓足軽20人組権物頭	中村三右衛門	300	1	正規の物頭ではない「権物頭」。役弓足軽20人が附属。
鎗奉行	丸山彦右衛門	400	1	家中役長柄小頭1人、家中役長柄30人が附属。
旗奉行	大塚与一左衛門	400	1	旗指小頭代1人・旗指5人が附属。
組頭	向坂縫殿介	600	1	
陣場奉行	相馬小平次	200	1	普請手代1、鍬之者10人、鍬之者之夫1、普請方荒道具入長持1、右長持持夫4、駄馬1、口付1、ノ25人が附属。
物頭加役	朝倉専介、他7人	各150	8	
戦士五長	大嶋与一郎、他4人	150~120	5	
戦士	上田八兵衛、他18人	120~50	19	
小荷駄頭	湯本三郎右衛門	200	1	

## ■小荷駄附役人

役名	頭名	石高	数	備考
鉄砲足軽30人組物頭	青木平左衛門	650	1	中組西町北、寛政4年~寛政7年在任。
鉄砲足軽30人組物頭	宇津木三右衛門	400	1	善利橋九丁目北、寛政5年6月23日~寛政7年12月2日在任。
鉄砲奉行	乗松市右衛門	100	1	元締役以下、下役人6人、附夫102人が附属。
鉄砲玉薬奉行	横田与左衛門	200	1	下役・郷夫10人が附属。
細工奉行	川手弥兵衛	100	1	下役10人、夫1人、陣補子30人、陣補子之夫60人が附属。
納戸役	石黒伝右衛門、他6人	200~100	7	下役・小使中間・郷夫7人が附属。
金奉行	鶴見治部左衛門	180	1	下役・小使中間・郷夫6人が附属。
元方勘定奉行	林弥五郎、他2人	150~100	3	勘定小頭3人、平勘定人6人、夫2人、代官役・代官手代、封屋・封屋手代などが附属。
兵糧奉行	田中喜兵衛、他2人	150~100	3	

## ■小荷駄奉行 宇津木弥平太組

役名	頭名	石高	数	備考
士大将	宇津木弥平太	4000	1	役騎馬7・役鉄砲8・役弓4・役長柄8以下、都合171人連。
使番(三百石並)・両奥賄役	加藤浅右衛門、他2人	200~100	3	
鉄砲足軽30人組物頭	渡辺弥五左衛門	350	1	善利橋三丁目、寛政5年~文化5年在任。
鉄砲足軽30人組物頭	西郷与次兵衛	500	1	善利橋十四丁目南、寛政4年6月13日~寛政9年閏7月8日在任。
役弓足軽頭(三百石並)	松居礒右衛門	50	1	役弓足軽手代1人、役弓足軽13人が附属。
鎗奉行(三百石並)	高崎次郎三郎・大久保所右衛門	150・50	2	家中役長柄小頭1人、家中役長柄33人が附属。
旗奉行	村山重次郎	300	1	旗指小頭代1人・旗指5人が附属。
組頭・大津御蔵目付(三百石並)	榎並政右衛門	150	1	
陣場奉行(三百石並)	駒居万五郎・松居惣十郎	各50	2	普請手代1、鍬之者10人、鍬之者之夫1、普請方荒道具入長持1、右長持持夫4、駄馬1、口付1、ノ34人が附属。
戦士	(役騎馬戦士)		36	
小荷駄奉行	真壁林平	50	1	

## ■留守式

役名	頭名	石高	数	備考
御城代・小溜	印具徳右衛門	2000	1	役騎馬3・役鉄砲4・役弓2・役長柄4以下、都合45人連。
御城代加番・小溜	木俣多十左衛門	1000	1	役騎馬1・役鉄砲2・役弓1・役長柄2以下、都合23人連。
鉄砲足軽30人組・御用人	棕原主馬	1200	1	役騎馬1・役鉄砲2・役弓1・役長柄2以下、都合27人連。巡礼海道より下へ八丁目、天明3年~寛政7年在任。
若殿様御側役	西尾隆治	150	1	
若殿様御小納戸役	西堀左源太	100俵 8人扶持	1	
若殿様御抱守	藤嶋頼母、他	70・50	2	
真如院様御付人	五十嵐半治	250	1	

## ■地方賄役

役名	頭名	石高	数	備考
賄役	大鳥居左吉、他1人	130・100	2	
鉄砲足軽30人組町奉行・物頭	青木角之丞	350	1	善利橋十五丁目、天明4年8月8日~享和2年6月2日在任。

近世大名家臣団の官僚制と軍制

町奉行・母衣役	中野平吉	400	1	「町方御用懸り足軽24人、町同心13人が附属。右、角之丞・平吉、毎日老人ツ、代ルへ御城下端々迄、町中見廻り、火之元其外万端急度相慎セ候様、町役人共呼出し可申渡、尤組之足軽四五人ニ町同心三四人も召連、銀り指侯等も持セ、相廻り、猶又別段手木之者、昼夜無油断御城下相廻り候様可申付事」
鉄砲足軽30人組筋奉行・物頭	藤田弥五右衛門	300	1	中組東町南、天明7年～享和2年在任。
鉄砲足軽30人組三百石並筋奉行・物頭	中川次郎右衛門	150	1	切通組之内北、寛政2年～寛政11年在任。
弓足軽20人組筋奉行・物頭	早乙女八郎左衛門	300	1	善利橋六丁目北、寛政5年6月23日～寛政10年2月14日在任。
鉄砲足軽30人組筋奉行・物頭	溝江彦右衛門	300	1	巡礼海道より下へ十一丁目、寛政4年～享和3年閏1月14日在任。
鉄砲足軽30人組筋奉行・物頭	宮崎甚太夫	350	1	善利橋十四丁目北、寛政2年7月1日～享和3年10月24日在任。
筋奉行加役三百石並	毛利十兵衛	150	1	「足軽、筋方御用懸り50人が附属。右筋方ニ而者五十人之足軽三人ツ、御領分端々迄見廻らせ、万端慎ヲ示させ、若不審成儀有之ハ早速注進致候様可申付候、尤代官五人之内も忒人ツ、右同様ニ御領分相廻らせ可申候」
上り番33人組表御門番頭	辻岡千右衛門	100	1	騎馬徒同所上番8人、同所上り番33人が附属。
上り番44人組裏御門番頭	佐藤伴左衛門	200	1	騎馬徒同所上番8人、同所上り番44人が附属。
上り番37人組追手組番頭	中村源三郎	250	1	騎馬徒同所上番8人、同所上り番37人が附属。
上り番35人組黒御門組番頭	大久保弥七郎	100	1	騎馬徒同所上番8人、同所上り番35人が附属。
上り番36人組山崎御門組番頭	大鳥居彦三郎	200	1	騎馬徒同所上番8人、同所上り番36人が附属。
中藪口門番頭	福村八郎左衛門	70	1	加番1人、同所門番足軽10人、加入足軽4人、同所下番2人が附属。
油懸口門番頭	石原西右衛門	100	1	加番1人、同所門番足軽10人、同所下番2人が附属。
京橋口門番頭	三上甲左衛門	100	1	加番1人、同所門番足軽10人、同所下番2人が附属。
高宮口門番頭	桃居杉右衛門	150	1	加番1人、同所門番足軽10人、加入足軽4人、同所下番2人が附属。
長橋口門番頭	竹原与惣左衛門	200	1	加番1人、同所門番足軽10人、同所下番2人が附属。
本町口門番頭	奥山伝右衛門	100	1	加番1人、同所門番足軽10人、加入足軽4人、同所下番2人が附属。
船町口門番頭	今泉源左衛門	100	1	加番1人、同所門番足軽10人、加入足軽4人、同所下番2人が附属。
松原口門番頭	大和田喜平太	130	1	加番1人、同所門番足軽10人、加入足軽4人、同所下番2人が附属。
切通口門番頭	大鳥居彦右衛門	100	1	加番1人、同所門番足軽10人、加入足軽4人、同所下番2人が附属。
佐和口門番頭	本間九左衛門	100	1	加番1人、同所門番足軽10人、加入足軽4人、同所下番2人が附属。
佐和口門番頭	高野瀬喜介	150	1	加番1人、同所門番足軽10人、同所下番2人が附属。
御用米御蔵奉行	神谷市郎右衛門、他2人	150~100	3	同所手代4人、升取4人、小使9人が附属
松原御蔵奉行	黒屋長之丞、他2人	100~50	1	同所手代10人、升取10人、小使2人が附属
鉄砲奉行	安藤長三郎	150	1	同所下役2人(内元メ役1)、同所小使2人が附属。
鉄砲玉薬奉行	船越勝介	100	1	焔硝蔵番人2人、同所小使1人が附属。
元方勘定奉行	高橋五郎左衛門	150	1	同所小頭1人、平勘定人4人(内見習2人)、小使2人、番人2人が附属。
細工奉行	小堀理左衛門	150	1	細工人5人、小使2人が附属。
金奉行	久保田金左衛門・百々久弥	100・150	2	同所下役2人、小使2人が附属。

■江戸留守

役名	頭名	石高	数	備考
御留守居・小溜	松平倉之介	1200	1	騎馬1・鉄砲2・弓1・長柄2
御用人	今村源右衛門	1000	1	騎馬1・鉄砲2・弓1・長柄2
大津御蔵屋敷奉行	柏原与兵衛	250	1	同所手代6人、門番1人が附属。
同所御目付	伊丹儀左衛門	150	1	
京御賄役	勝新五兵衛	100	1	同所手代2人、門番1人が附属。

表⑦ 各備別人数・馬数・知行一覧 (寛政5年頃)

	一之先手備	二之先手備	左備	右備	旗本	後備	小荷駄附役人	小荷駄奉行	留守
士大将上下	368 (114)	243 (60)	141 (40)	104 (28)	—	171 (48)	—	171 (48)	士大将上下 —
組下役武者上下	480 (111)	425 (120)	204 (56)	132 (36)	—	129 (36)	—	344 (92)	組下役武者上下 —
組下之侍上下	924 (237)	941 (269)	362 (105)	399 (110)	—	454 (124)	—	180 (72)	組下之侍上下 —
惣人数上下	1768 (468)	1599 (449)	707 (201)	632 (175)	4868 (1329)	751 (239)	747 (369)	695 (212)	惣人数上下 1656 (212)
乗馬数	127	116	50	45	291	54	22	58	乗馬数 [46]
駄馬数	105	97	42	38	275	44	59	39	駄馬数 —
* 「小荷駄奉行武者組」の末尾に、「惣人数上下 11594 (3073) 人、乗馬776疋、駄馬670疋」と記されるが、各備の合計とは数値が一致しない。									
<input type="checkbox"/> 以下は配下の内訳									
七十人歩行	10	10	5	5	[20]	5	—	5	御騎馬徒以上 184
旗指内番人小頭	11	11	6	6	[22]	6	—	6	同幼年之衆 8
組手代	10	10	6	6	[16]	4	—	8	御歩行 14
足軽(鉄砲・弓)	150	150	90	80 [60]	[290]	60	60	60	七十人歩行 10
玉葉中間	15	15	9	8	[28]	6	—	12	組手代 14
鳥毛小頭	2	2	1	1	[2]	—	—	—	足軽 200
鳥毛中間	60	60	30	30	[60]	—	—	—	旗指 2
目付下役	2	2	—	—	—	—	—	—	三十人組 8
役騎馬	21騎	12騎	—	—	—	—	—	—	百人組 35
役鉄砲	27	22	11	12	—	15	—	12	同小頭 1
役弓	13	8	3	2	—	22	—	17	賄方小役人 23
役長柄	24	18	9	7	—	44	—	44	役騎馬 5騎
陣桶子	10	10	—	—	—	—	—	—	役卒 25
家乗馬 (内役騎馬5)									
御借馬 10疋									
<input type="checkbox"/> 以下は配下の知行内訳									
将之知行	10000	6000	3500	2500	—	4000	—	4000	—
役武者之知行	4400	3720	1400	750	—	650	4050	2200	—
組下之知行	14600	13820	3740	4390	—	6370	—	—	—
知行合計	29000	23540	8640	7640	—	11020	4050	[6200]	—

\* 「武者組物定」の各備組末尾に記載された合計数をもとに作成した。( )内は、左記人数の内、郷夫人数を示す。記載のない項目は、「武者組物定」の個々の記事から分かる範囲で「」内に補った。

表⑧ 彦根藩の軍団編成 (文化11年)

侍組大將	組付人員	諸役人名、代数 (武役、役職)	足輕組人数	組所在地	就任	退任
[前軍一] 木俣土佐 同式部	組士83・役騎馬19 鉄砲180 (他に12人) 弓20 (他に2人) 旗指15・同添徒15 役長柄30 医者 2 (内馬医 1)	濕美平八郎⑦ (母衣役、物頭、土宗門改奉行并御武貞預り) 小藤与五兵衛⑦ (物頭、町奉行并寺社奉行) 小林五左衛門⑧ (母衣役、物頭、無役) 高橋新五左衛門⑥ (母衣役、物頭、北筋奉行) 長野十之丞③ (物頭) 片桐權之丞⑦ (物頭、御城使) 今村源之進⑥ (母衣役、物頭、用人役)	鉄砲30 鉄砲30 鉄砲30 鉄砲30 鉄砲30 弓20	善利橋六丁目南 善利橋十四丁目北 上組五丁目 切通組之内中 善利橋五丁目 善利橋四丁目 善利橋一丁目北	寛政10年 寛政11年12月6日 文化元年2月27日 文化2年1月11日 文化元年 文化5年 文化元年6月1日	文化13年 文化15年4月26日 文化12年12月30日 天保2年9月21日 文政3年 文化15年 文化11年11月22日
[前軍二] 庵原助右衛門	組士83・役騎馬 9 鉄砲180 (他に12人) 弓20 (他に2人) 旗指15・同添徒15 役長柄30 医者 2	横内次左衛門⑦ (母衣役、物頭、筋奉行) 夏目外記⑤ (母衣役、物頭、無役) 杉原三平⑥ (母衣役、物頭、無役) 河西源五左衛門⑦ (母衣役、物頭、無役) 鈴木相馬⑧ (平兵衛) (母衣役、物頭、無役) 細江次郎右衛門⑦ (母衣役、物頭、無役) 荒居治太夫⑤ (母衣役、物頭、御馳走奉行并御中屋敷留守居)	鉄砲30 鉄砲30 鉄砲30 鉄砲30 鉄砲30 鉄砲30 弓20	切通組之内南 善利橋十三丁目南 中組東丁之内北 上組三丁目 上組二丁目 善利海通より下～八丁目 善利橋一丁目北	文化5年 文化6年1月11日 文化7年 文化5年 文化6年 文化7年 寛政12年	文政11年 文政7年12月29日 文化13年 文化12年 天保8年 天保10年 文政5年
[旗本備]	小姓 6・中小姓11 騎馬徒士50 平士惣領30 同二男弟39 平徒士20・ 軍監 1 伊賀徒士20 粧軍 (旗奉行) 1 旗指25・同添徒25 長柄中間120 鉄砲50 (他に手代2人)	御直支配 御騎馬徒士隊長 三浦内膳 (中老役) 平士無足惣領隊長 沢村外記 (用人役) 同二男弟隊長 増田縫殿介 (無役) 歩行頭 原原左 (無役) 軍監 岡本半介 (中老役) 伊賀徒士頭 戸塚左馬之進 (無役、元中老役) 旗奉行 正木倉人 (用人役) 広瀬左馬助 (中老役、稽古館頭取) 鎌奉行 横地佐平太 (中老役)・小野田織之丞 (大慶様用向)	鉄砲50	善利橋八丁目 善利海通より下～七丁目 善利橋九丁目南 善利橋十一丁目南 善利橋十四丁目南 巡礼海通より下～11丁目 善利橋三丁目 切通組之内北 中組西町南 善利橋五丁目北 善利橋六丁目北 善利橋十五丁目北	文化4年1月11日 文化10年 文化4年1月21日 文化5年4月9日 寛政12年5月8日 文化2年 文化5年 文化10年 文化10年 文化10年 文化元年8月7日 文化元年6月1日 文化8年6月8日 文化10年1月21日 寛政12年1月22日	文化13年3月29日 文政3年 文政2年4月9日 天保2年 文政3年5月5日 天保2年 文政10年 文政7年 天保8年 文化11年11月22日 文化12年12月30日 文政2年6月21日
[旗本先]	鉄砲120 (40人3組) (他に手代6人) 鉄砲180 (30人6組) (他に手代12人) 弓60 (20人3組、内1組持弓組) (他に手代6人) 母衣御使番21 (以下諸役90騎略)	河北庄兵衛⑥ (物頭、側役) 石原甚五左衛門⑦ (物頭、中筋奉行) 西堀才介⑦ (物頭、側役) 大久保權内⑦ (物頭、側役) 中野平馬⑤ (物頭、用人役) 今村忠右衛門⑧ (物頭、小納戸役) 吉川軍左衛門⑧ (物頭、母衣役) 杉原半九郎⑤ (物頭、母衣役) 杉原重之進⑤ (物頭、側役) 今村源之進⑤ (物頭、側役) 八木原太郎右衛門⑦ (物頭、母衣役) 渡辺弥五左衛門⑨ (物頭、母衣役) 勝平次右衛門⑧ (物頭、用人役)	鉄砲40 鉄砲40 鉄砲40 鉄砲30 鉄砲30 鉄砲30 鉄砲30 鉄砲30 鉄砲30 鉄砲30 弓20 弓20	善利橋八丁目 善利海通より下～七丁目 善利橋九丁目南 善利橋十一丁目南 善利橋十四丁目南 巡礼海通より下～11丁目 善利橋三丁目 切通組之内北 中組西町南 善利橋五丁目北 善利橋六丁目北 善利橋十五丁目北	文化4年1月11日 文化10年 文化4年1月21日 文化5年4月9日 寛政12年5月8日 文化2年 文化5年 文化10年 文化10年 文化10年 文化元年8月7日 文化元年6月1日 文化8年6月8日 文化10年1月21日 寛政12年1月22日	文化13年3月29日 文政3年 文政2年4月9日 天保2年 文政3年5月5日 天保2年 文政10年 文政7年 天保8年 文化11年11月22日 文化12年12月30日 文政2年6月21日
[四十人組頭・小荷駄奉行兼]	鉄砲40 (+手代2)		鉄砲40	善利橋十二丁目	寛政12年1月22日	文政2年6月21日

侍組大将	組付人員	諸役人名、代数 (武役、役職)	足輕組人数	組所在地	就任	退任
[殿] 宇津木兵庫	役騎馬39	宇津木兵庫 (殿、中老役)				
[左備] 長野美濃	組士32・役騎馬7 鉄砲30 (+手代2) 旗指5・同添徒5 長柄15 医者2 (内馬医1)	藤田四郎左衛門⑧ (母衣役、物頭、無役)	鉄砲30	善利橋十丁目	文化8年2月15日	文化14年1月15日
[右備] 井伊三郎 同恭之助	組士32・役騎馬6 鉄砲30 (+手代2) 旗指5・同添徒5 長柄15・医者1	本多七左衛門⑦ (母衣役、物頭、無役)	鉄砲30	巡礼海道より下～九丁目	文化8年	文政2年
[後軍] 西郷藤左衛門 同 孫太郎	組士37 鉄砲30 (+手代2) 旗指5・同添徒5 長柄15・医者1	後関新兵衛⑧ (母衣役、物頭、無役)		善利橋十三丁目北	文化9年8月21日	文政7年7月5日
[大殿様手廻]	小姓4・騎馬士4 平士物領39 騎馬徒士39 平十二男弟39 平徒士26 鉄砲130 (+手代8) 弓20 (手代2) 旗指10・同添徒10 鳥毛櫓60 軍監1 母衣3 (以下諸役30騎略)	平士無足物領隊長 松平倉之介 (小溜席) 騎馬徒上隊長 印具刑部 (小溜席) 平十二男弟隊長 奥山重之介 (小溜席) * 歩行頭 木俣源次郎 (小溜席、用人役) 朝比奈左近⑧ (物頭、用人役) 宇津木三右衛門⑤ (物頭、側役) 小野田権兵衛⑤ (物頭、大殿様用向頭取) 今村十郎右衛門⑤ (物頭、大殿様小納戸役) 加藤彦兵衛⑨ (物頭、大殿様小納戸役) 軍監 脇伊織	鉄砲40 鉄砲30 鉄砲30 鉄砲30 弓20	(池洲組カ) 中組東町南 善利橋十五丁目 巡礼海道より下～12丁目 上組一丁目	文化9年6月26日 文化8年 文化9年6月26日 文化5年 寛政12年	文化13年12月30日 文政4年 文政7年3月 文政5年 文政3年
[松下面公]	御附2・御伽5・平士 二男弟50・御伽歩行 4・御賭歩行2					
[隙之丞様]	御附1					
[御留守]	城代1 物頭町奉行1 筋奉行加役2 城中番頭5・十一口御 門番頭11・番足軽100 代官3 (以下諸役略)	城代 奥山六左衛門 (小溜席、隠居) 早乙目八郎左衛門⑥ (物頭、町奉行兼寺社奉行)	鉄砲30	中組西丁之内北	寛政10年	文化12年

\* 「掌中秘録」(彦根市立図書館所蔵) に収録される文化11年「直中公依命指上写の別帳」により作成。

表⑩ 左備武者組の内部構造 (脇伊織組)

役職	役人数	石高	上下供連 人数 (内郷夫)	役騎馬	役鉄砲	役弓	役長柄	供連 下人	乗馬	組手代	鉄砲足輕	玉葉中間	武器長持	同持夫	駄馬	口付	鳥毛小頭	鳥毛中間	七十八歩行	郷夫	✓供連 人数 (内郷夫)	備考
使番 (三百石並)	6	200×4・ 150×2	10(3)×6	0	0	0	0		6						6	6					66	
鉄砲足輕40人組物頭 (八木原太郎右衛門)	1	400	12(3)	0	1	0	0		1	2	40	4	8	16	4	4				4	83(23)	
鉄砲足輕30人組物頭 (本多七左衛門)	1	500	14(4)	0	1	0	1		1	2	30	3	6	12	3	3				3	69(19)	
弓足輕20人組 (石原 忠五左衛門)	1	500	14(4)	0	1	0	1		1	2	20	2	4	8	2	2				2	52(14)	
鎧奉行 (三百石並)	1	250	10(3)	0	1	0	0		1						2	2	1	30		3	46(6)	
旗奉行	1	300	10(3)	0	1	0	0		1				2	4	2	2	1*	5*	5	6	34(13)	*は旗指小頭・旗指
士大將 (脇伊織)	1	3500	76(21)	6	7	3	7	30(7)	2		2				5	5					141(40)	
組頭 (大野弥次郎)	1	300	10(3)	0	1	0	0		1						1	1					12	
陣場奉行	1	150	7(2)	0	0	0	0		1						1	1						*印は、普請方荒道具入長持。 普請手代1。陣場奉行には、 鍛之者10人、鍛之者之夫1、 普請方荒道具入長持1、右長 持持夫4、駄馬1、口付1、 ✓34人が附属。
普請手代1人	1			0	0	0	0		0						0							
鍛之者10人	10			0	0	0	0		0				1	4	0						24(7)	
右之夫1人	1			0	0	0	0		0						0							
物頭加役	9	100×7・80 ×2	6(2)×9	0	0	0	0		9						9	9					58.5	右四人者、於物前八木原太郎 右衛門江かり申合、組之足輕 應引下知致候様可被仰付事
戰士五長	4	70×4	6(2)×4	0	0	0	0		4						4	4					26	
戰士	15	70×1・60 ×1・50× 5・扶持取 ×1・惣額 ×7	6(2)×7 ×5(2) ×7	0	0	0	0		15						5.5	5.5					88.5	
小荷駄頭	1	120	6(2)	0	0	0	0		1						1	1					7	右伴次、左備將共二十四疋之 小荷駄支配
合計	55			6	13	3	9		44												707(201)	